

新町まちづくり計画

人が輝き 集い
夢広がるまち

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
平成16年9月

平成25年12月変更 八頭町

令和2年3月変更 八頭町

■■■■ 目 次 ■■■■

新町まちづくり計画

1. 序論	1
(1) 新町のまちづくりに向けて	1
(2) 合併の必要性	2
(3) 新町まちづくり計画の策定方針	4
2. 地域の概要	5
(1) 位置・地勢・面積	5
(2) 気候	6
(3) 歴史	6
3. 地域の現状	8
(1) 人口、世帯数等	8
(2) 福祉・医療	11
(3) 生活環境	12
(4) 教育	13
(5) 産業	15
(6) 行・財政運営	21
4. 各町の総合計画等	23
(1) 各町の総合計画	23
(2) 東部圏域計画	24
5. 主な住民の意向	25
(1) まちづくりアンケート	25
(2) 小・中・高校生の意見	32
(3) 各種団体等の意見	33
6. 地域の特性	34

7. 主要課題と目指す方向	35
(1) 少子・高齢化への対応	35
(2) 人権の尊重	35
(3) 保健・医療・福祉の充実	36
(4) 生活環境基盤の整備・充実	37
(5) 教育・文化の振興と地域づくり	38
(6) 農林業の確立と商工業の活性化	38
(7) 行・財政基盤の強化	40
8. 新町の将来構想	41
(1) まちづくりの基本理念	41
(2) 新町の将来像	43
(3) 将来人口等の見通し	44
(4) まちづくりの基本目標	46
9. 新町の主要施策	49
◆住民一人ひとりが主役のまちづくり	50
(1) 住民と行政の協働のまちづくり	50
(2) 人権尊重のまちづくり	50
(3) 男女共同参画のまちづくり	51
(4) 健全な行・財政運営の推進	51
(5) 主要事業	52
◆やすらぎと生きがいのあるまちづくり	53
(1) 保健・福祉・医療の充実	53
(2) 地域福祉の充実	54
(3) 生きがいのある暮らしづくり	54
(4) 子育て支援体制の充実	55
(5) 主要事業	56

◆自然と共生した快適で安全なまちづくり	57
(1) 地域情報化の促進	57
(2) 道路・公共交通網の整備	57
(3) 生活環境整備の促進	58
(4) 自然環境・景観の保全	59
(5) 地域防災・防犯の推進	59
(6) 主要事業	61
◆豊かな心を育み文化の薫るまちづくり	63
(1) 学校教育の充実	63
(2) 社会教育の充実	63
(3) 地域コミュニティの活性化	64
(4) スポーツ・レクリエーションの推進	64
(5) 芸術・文化活動の推進	65
(6) 文化財の保護・保存	65
(7) 主要事業	66
◆地域の個性を活かした魅力と活力のあるまちづくり	67
(1) 農林水産業の振興	67
(2) 商工業の振興	68
(3) 観光・交流の促進	68
(4) 雇用の促進	69
(5) 主要事業	70
10. 公共施設の統合整備	71
11. 財政計画	72

1. 序論

鳥取県東南部に位置する郡家町、船岡町及び八東町の3町は、八東川流域として一体的な地域を形成しており、歴史的にも、文化的にも深いつながりがあります。

急速な少子・高齢化の進行や、国際化に伴う産業構造などの社会情勢が大きく変化する中、住民の価値観も多様化し、地方自治体の果たすべき役割は年々多岐にわたり、また複雑化してきています。

このような状況の中、地方自治体も積極的に地方分権を推進し、行・財政運営の見直しや、情報公開による行政の透明性を高めるなど、住民とともに歩む行政を構築することが求められています。

(1) 新町のまちづくりに向けて

3町は、平成16年5月に地方自治法及び合併特例法に基づく「郡家町・船岡町・八東町合併協議会」を設置し、合併に関する様々な協議を行っています。

合併特例法は合併協議の中で新町の将来の姿や取り組むべき施策の骨格を示す新町建設計画を策定するよう定めています。

本協議会も今後、3町が一つの地方自治体として新しいまちづくりを推進していくために、地域の現状や課題を明らかにした上で、住民の意見等を把握しながら新町建設計画を策定しました。

本計画は、あらゆる施策と事業を展開するための指針であるとともに、新町で策定する「総合計画」につなげる計画として位置付けられるものであります。

本計画では、まちづくりの基本理念として

- 夢と生きがいのあるまち
- 自然と調和したまち
- ふれあいの広がるまち
- 活力と賑わいのあるまち

を掲げ、将来像として「人が輝き・集い・夢広がるまち」と設定します。

(2) 合併の必要性

本格的な地方分権が進む中、各地方自治体は多様な行政課題に対応した施策を推進し、住民生活を豊かなものにしていかなければなりません。

現在、全国各地で市町村合併の取り組みが進められており、行・財政基盤の強化や効果的・効率的なまちづくりを目指しています。3町においても、他の地方自治体と共通する課題に直面していることから、これらの課題に適切に対応するため、次のような観点から合併を考えることとします。

① 日常生活圏の広域化

日常生活圏は、道路交通網の整備や車社会の進展などによって、就業、買物などの行動範囲や、娯楽・余暇活動などが行政区域を越えて広域化しています。

このような生活圏の広域化に対応して、住民の利便性を向上させるには、現在の行政区域を越えて公共施設の利用を可能とすることや、高齢者福祉や保健・医療などで地域、機関が連携を深めることが必要です。

3町においても、多くの分野で現在の行政区域を越えた行政サービスを効果的に行うこととし、広域的視点に立った保育所の入所や小・中学校の通学、公共交通機関や道路等の整備など、住民の利便性や選択範囲の拡大を図っていく必要があります。

② 少子・高齢化社会への対応

少子化が進行することは若年人口の減少につながり、ひいては地域の活力が低下することが懸念されます。また、高齢者の増加に伴い、医療・福祉を取り巻く課題も多様化し、高齢化への対応が益々重要性を増してくるものと思われます。

3町においても、少子・高齢化が進行しており、現在の組織体制や財政力では、充実した行政サービスの提供ができなくなることが予想されます。

合併することによって、若者の定住促進や子育て支援体制の確立、福祉対策など総合的に展開し、安心して生活できる環境づくりを行っていく必要があります。

③ 情報化社会への対応

インターネットや携帯電話の急速な普及によって、情報ネットワーク社会が進展し、情報通信技術やソフトウェアの開発は目覚ましく進歩しています。今後、より速く大量の情報の交換を促進する情報化の波が、地域社会や家庭生活の中にも広がっていくことが予想されます。

また、情報の発信者、受信者の双方で、高速かつ大容量の情報がやりとりできる環境が整えば、医療、福祉、教育といった多様な分野でも効率・効果的な行政サービスが提供できることとなります。合併により、広域的な情報通信の基盤整備を行い、情報交換を通じた地域の一体化の推進や、地域情報コミュニティの形成等を図っていく必要があります。

④ 地方分権への対応

社会環境が変化する中で、これからの地方自治体は自己決定、自己責任の原則を基本とした地域の自主性が求められ、権限移譲などの地方分権の流れが加速していくことが予想されます。このような状況の中で、地方自治体は地域の特性に応じたまちづくりの推進に向けて、行・財政運営能力の一層の向上を図っていくことが求められています。

合併により、一定規模の行政職員体制を構築し、従来では対応できなかった専門的知識を有する職員の配置や地方分権時代に対応した組織体制の整備など、より安定した行政サービスの提供に努めていく必要があります。

⑤ 行・財政基盤強化への対応

国・地方ともに財政状況は、多額の国債や地方債の発行により、極めて厳しい状況となっており、地方財政制度の見直しが行われています。国や県からの依存財源に頼るところが大きい3町の財政事情は、今後、一層厳しくなることが予想されることから、現行の行政サービスを維持・安定させていくためには、行・財政の効率化を図るとともに、自立できる安定した財政基盤を確立していくことが求められています。

合併により、管理部門の統合、適正な職員配置及び特別職や各種委員会の経費の削減など、効率的で安定した行・財政運営につなげていく必要があります。

(3) 新町まちづくり計画の策定方針

郡家町・船岡町・八東町合併協議会の新町まちづくり計画の策定方針は、次のとおりとします。

なお、市町村建設計画の名称は「新町まちづくり計画」と称します。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、合併協議会において作成する市町村建設計画については、住民の意向を踏まえ、次の方針で臨むこととします。

1. 郡家町、船岡町及び八東町の合併後の新町におけるまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、3町の均衡ある発展に資する計画とします。
2. 本計画は、新町のまちづくりに向けての基本目標を設定し、その基本目標を実現していくための主要事業や公共施設の適正整備及び財政計画を内容とします。
3. 基本目標を実現していくための主要事業は、ハード面の整備だけではなく、ソフト面にも配慮したものとします。
4. 公共施設の適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランスや財政事情等を考慮しながら逐次整備していくものとします。
5. 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金及び地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われるよう十分留意するものとします。
6. 本計画の期間は、平成17年度から令和6年度までの20年間とします。

2. 地域の概要

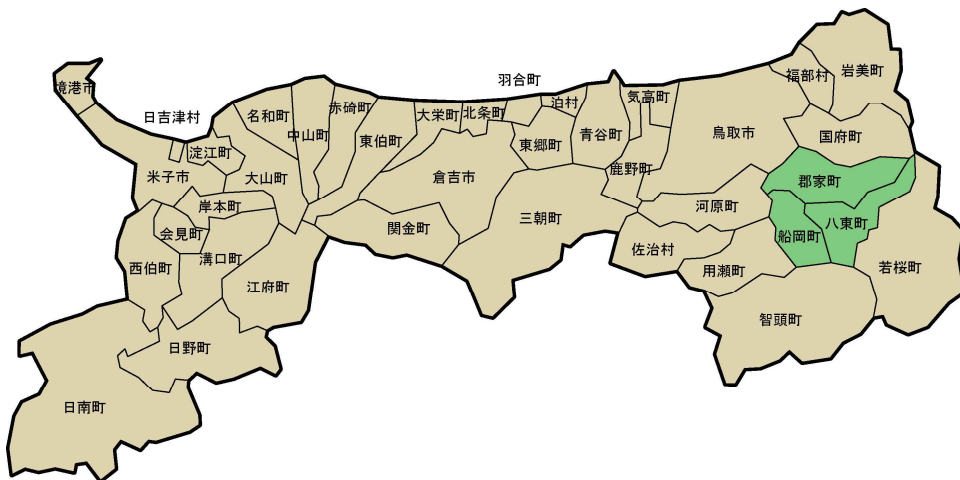
(1) 位置・地勢・面積

3町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、西は河原町、用瀬町、南は智頭町、北は鳥取市、国府町にそれぞれ接しています。

また、周囲には扇ノ山など1000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海へ注いでいます。

この八東川は、地域を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けています。こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んな地域であり、現在も稲作を中心に、梨、柿、リンゴなど果樹栽培も盛んに行われています。

図表-1 新町の位置と面積 鳥取県



地目別土地面積

(km²)

	総面積							
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	
郡家町	85.53	7.47	2.81	1.67	11.69	6.70	0.43	54.76
船岡町	53.67	3.97	1.38	0.92	18.27	2.13	0.15	26.85
八東町	67.51	4.88	2.75	1.25	19.12	13.76	0.43	25.32
合計	206.71	16.32	6.94	3.84	49.08	22.59	1.01	106.93
	100.0%	7.9%	3.4%	1.9%	23.7%	10.9%	0.5%	51.7%

資料) 各町資料 (平成15年1月1日現在)

(2) 気候

当地域の気候は、夏季に好天が多く、冬季に積雪をみる典型的な日本海型気候といえます。気温については、平成14年の智頭町（八頭郡の気温観測地点）の年間平均気温が13.0℃、鳥取県の平均気温の平年値（1971年～2000年の平均値）の14.6℃より低くなっています。

また、年間降水量は、平成14年の若桜町（八頭郡の降水量観測地点）で1,592mm、鳥取県の30年間平均降水量1,898mmに比べて若干少なくなっています。

図表-2 気象の状況

(平成14年 気温は智頭町、降水量は若桜町)

月	気温(℃)			降水量 (mm)
	最高	最低	平均	
1月	14.2	-6.1	2.4	187
2月	13.5	-5.4	2.2	125
3月	19.2	-4.0	7.2	177
4月	25.5	0.0	12.8	82
5月	26.4	5.9	16.0	119
6月	30.8	10.8	20.2	69
7月	35.2	17.8	25.7	142
8月	34.9	14.3	25.1	42
9月	33.0	8.1	20.7	240
10月	26.8	2.5	14.2	111
11月	16.8	-2.8	5.8	160
12月	14.8	-3.0	4.0	138
年間	35.2	-6.1	13.0	1,592

資料)鳥取地方気象台資料

(3) 歴史

当地域は、弥生時代の竪穴式住居跡の発見、古墳の分布状況などから、かなり古い時代から開けていたと推定されます。およそ1300年前に大宝律令で郡制が定められ、因幡国八上郡いなほのくにやかみごおり（平安時代後期に八上、八東の2郡に分割）に属していました。

戦国時代初期には、現在の郡家町私都周辺を毛利氏、船岡町大江周辺を伊田氏、八東町日下部周辺を波多野氏が治めていました。関ヶ原の戦いの後、八上郡は池田氏、八東郡は山崎氏の支配下に置かれていましたが、元和3年(1617年)に両氏が江戸幕府に移封され、その後当地域は、明治時代初頭まで鳥取藩主池田氏の領国となりました。

明治4年(1871年)7月の廃藩置県によって、当地域は鳥取県に属することになり、

明治22年(1889年)の町村制度施行に伴い、当地域の行政基盤が確立されました。当時、「賀茂村」、「国中村」、「大御門村」、「下私都村」、「上私都村」、「中私都村」(以上現在の郡家町)、「船岡村」、「隼村」、「伊井田村」、「大江村」(以上現在の船岡町)、「逢郷村」、「登米村」、「安部村」、「八東村」、「小畑村」(以上現在の八東町)の15の村が存在していました。また、明治29年(1896年)の郡制施行により、従来の八上郡、八東郡、智頭郡を統合した八頭郡が誕生し、現在の郡家町に郡役所が置かれました。さらに昭和に入ってから、戦後、各村の合併が進み八頭郡は8町村となりました。

図表-3 各町の沿革

郡・町	年月日	分合形式	廃置分合の郡町村	明治22年当時の郡町村
八頭郡	明治29.4.1	統合	八上郡、八東郡、智頭郡	八上郡、八東郡、智頭郡
郡家町	昭和32.3.31	町制	郡家町 上私都村 中私都村 郡家町 昭和26.4.1町制 国中村 大御門村 下私都村 昭和28.5.5合併	八上郡 賀茂村 八上郡 国中村 八東郡 大御門村 八東郡 下私都村 八東郡 上私都村 八東郡 中私都村
船岡町	昭和27.11.3	町制	船岡村 隼村 大伊村 大正7.4.1合併 大伊村	八上郡 船岡村 八東郡 隼村 八上郡 伊井田村 八上郡 大江村
八東町	昭和34.5.15	町制	丹比村 八頭村 安部村 八東村 昭和31.3.15合併 大正5.4.1合併 八東村 明治38.5.15合併 丹比村	八東郡 逢郷村 八東郡 登米村 八東郡 安部村 八東郡 八東村 八東郡 小畑村

資料)鳥取県市町村振興協会 鳥取県市町村要覧

3. 地域の現状

(1) 人口、世帯数等

① 人口

3町の総人口は、平成12年国勢調査では20,245人となっており、前回調査(平成7年)の20,806人に比べ561人、2.6%減少しています。人口の推移としては、郡家町は増加傾向にあるものの、船岡町と八東町が減少し続けていることから、総体的には今後も出生率の低下や若年層の流出による人口の減少が予想されます。

図表-4 総人口の推移

(単位：人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
郡家町	9,808	9,930	9,802	10,010	10,009
船岡町	4,988	5,182	4,996	4,860	4,664
八東町	6,507	6,448	6,293	5,936	5,572
合計	21,303	21,560	21,091	20,806	20,245

資料)国勢調査(総務省統計局)

② 人口の年齢構成

年齢階層別人口は、平成12年の国勢調査では、年少人口(0～14歳)が3,246人、生産年齢人口(15～64歳)が12,016人、老年人口(65歳以上)は4,983人となっており、総人口に対し、年少人口は15.9%、生産年齢人口は59.0%、老年人口は25.1%を占めています。前回調査(平成7年)と比べると老年人口の割合が3.3%上昇したのに対し、年少人口は2.7%、生産年齢人口は0.6%低下しています。

昭和55年から平成12年の間では、年少人口比率と生産年齢人口比率が低下しているのに対し、老年人口比率は一貫して上昇しており、少子・高齢化が進行しています。

図表-5 年齢階層別人口の推移

(単位：人・%)

	階層	昭和55年	構成比	昭和60年	構成比	平成2年	構成比	平成7年	構成比	平成12年	構成比
郡家町	0～14歳	2,017	20.6	2,077	20.9	1,968	20.1	1,885	18.8	1,648	16.5
	15～64歳	6,471	66.0	6,386	64.3	6,166	62.9	6,137	61.3	6,061	60.6
	65歳以上	1,320	13.5	1,467	14.8	1,668	17.0	1,988	19.9	2,300	23.0
計		9,808	100.0	9,930	100.0	9,802	100.0	10,010	100.0	10,009	100.0
船岡町	0～14歳	994	19.9	1,069	20.6	1,038	20.8	902	18.6	735	15.8
	15～64歳	3,231	64.8	3,250	62.7	3,045	60.9	2,911	59.9	2,768	59.3
	65歳以上	763	15.3	863	16.7	913	18.3	1,047	21.5	1,161	24.9
計		4,988	100.0	5,182	100.0	4,996	100.0	4,860	100.0	4,664	100.0
八東町	0～14歳	1,276	19.6	1,298	20.1	1,260	20.0	1,086	18.3	863	15.5
	15～64歳	4,264	65.5	4,090	63.4	3,814	60.6	3,421	57.6	3,187	57.2
	65歳以上	967	14.9	1,060	16.4	1,219	19.4	1,429	24.1	1,522	27.3
計		6,507	100.0	6,448	100.0	6,293	100.0	5,936	100.0	5,572	100.0
合計	0～14歳	4,287	20.0	4,444	20.6	4,266	20.3	3,873	18.6	3,246	15.9
	15～64歳	13,966	65.4	13,726	63.5	13,025	61.5	12,469	59.6	12,016	59.0
	65歳以上	3,050	14.5	3,390	16.0	3,800	18.2	4,464	21.8	4,983	25.1
総合計		21,303	100.0	21,560	100.0	21,091	100.0	20,806	100.0	20,245	100.0
鳥取県	0～14歳	130,631	21.6	130,668	21.2	118,201	19.2	105,456	17.1	93,584	15.3
	15～64歳	398,944	66.0	400,717	65.0	397,218	64.5	390,964	63.6	383,921	62.6
	65歳以上	74,474	12.3	84,609	13.7	99,728	16.2	118,380	19.3	134,984	22.0
総数		604,221	100.0	616,024	100.0	615,722	100.0	614,929	100.0	613,289	100.0

資料)国勢調査(総務省統計局)

③ 世帯数

総世帯数は、平成12年国勢調査では、5,351世帯となっており、前回調査(平成7年)の5,150世帯に比べ201世帯、4%増加しています。また、一世帯当たりの人員は、3.78人で前回調査(平成7年)に比べ0.26人減少しており、核家族化が進行しています。

図表-6 世帯数・世帯当たり人口の推移

(単位：世帯)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
郡家町	2,301	2,346	2,381	2,508	2,707
船岡町	1,149	1,175	1,173	1,191	1,191
八東町	1,472	1,481	1,473	1,451	1,453
合計	4,922	5,002	5,027	5,150	5,351

世帯当たり人口

(単位：人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
3町	4.32	4.31	4.19	4.04	3.78

資料)国勢調査(総務省統計局)

④ 昼夜間人口

夜間人口に占める昼間人口の割合は、平成12年国勢調査で、3町ともに100%を下回っており、他市町村への就業・就学による人口の流出がうかがえます。前回調査（平成7年）と比べると3町とも昼夜間の人口比率は若干低下しています。

図表-7 昼夜間人口及び人口比率

(単位:人・%)

	平成7年			平成12年		
	昼間人口①	夜間人口②	人口比率①/②	昼間人口①	夜間人口②	人口比率①/②
郡家町	9,222	10,010	92.1	9,161	10,009	91.5
船岡町	3,448	4,860	70.9	3,293	4,664	70.6
八東町	4,627	5,936	77.9	4,270	5,572	76.6

資料) 国勢調査(総務省統計局)

(注) 昼間人口=当該町の常住人口-他市町村への通勤・通学者+他市町村からの通勤・通学者
夜間人口は当該町の常住人口

⑤ 通勤・通学の状況

他市町村への通勤・通学の状況は、平成12年国勢調査では、3町とも鳥取市への通勤・通学者が最も多くなっています。また、他市町村からの通勤者は、八東町以外で鳥取市からの通勤者が最も多くなっています。

図表-8 他市町村への通勤・通学(15歳以上)の状況

(単位:人)

	区分	1位	2位	3位	4位	5位	総数
		郡家町	鳥取市 2,387	八東町 92	河原町 86	船岡町 70	
郡家町	通学	鳥取市 237	智頭町 41	倉吉市 5	岩美町 5	その他市町村 3	292
郡家町	計	鳥取市 2,624	智頭町 105	八東町 92	河原町 87	船岡町 70	3,235
船岡町	通勤	鳥取市 991	郡家町 206	河原町 64	八東町 40	智頭町 22	1,396
船岡町	通学	鳥取市 117	郡家町 96	智頭町 25	その他市町村 7	倉吉市 4	249
船岡町	計	鳥取市 1,108	郡家町 302	河原町 64	智頭町 47	八東町 40	1,645
八東町	通勤	鳥取市 1,040	郡家町 166	若桜町 99	河原町 35	船岡町 31	1,460
八東町	通学	鳥取市 143	郡家町 100	智頭町 13	その他市町村 6	国府町 3	265
八東町	計	鳥取市 1,183	郡家町 266	若桜町 99	河原町 35	船岡町 31	1,725

資料) 平成12年国勢調査(総務省統計局)

図表-9 他市町村からの通勤・通学(15歳以上)の状況

(単位:人)

	区分	1位	2位	3位	4位	5位	総数
郡家町	通勤	鳥取市 574	船岡町 206	八東町 166	河原町 128	若桜町 127	1,480
	通学	鳥取市 197	河原町 119	智頭町 116	八東町 100	若桜町 100	914
	計	鳥取市 771	船岡町 302	八東町 266	河原町 247	若桜町 227	2,394
船岡町	通勤	鳥取市 80	郡家町 70	八東町 31	河原町 30	若桜町 22	283
八東町	通勤	若桜町 110	鳥取市 107	郡家町 92	船岡町 40	河原町 35	433

資料)平成12年国勢調査(総務省統計局)

(注)郡家町以外は、他市町村からの通学者データはない。

(2) 福祉・医療

福祉・医療分野においては、地域福祉センター等を拠点として、在宅サービスを基本とした介護保険事業、老人福祉事業及び障害者福祉事業等を実施するとともに、保健センターを拠点として、医療機関と連携を図りながら各種健診事業及び健康対策事業等を実施しています。また、3町で14施設の保育所を設置していますが、少子化や人口の流出等により入所者が減少しており、施設運営の見直しが迫られています。

医療体制については、3町には一般診療所が15所(うち有床1所)、歯科診療所は7所あり、これらを中心とした地域医療施設と鳥取市内の公的総合医療機関により住民の生命と健康が守られています。

図表-10 福祉施設等の状況

(単位:所)

	福祉センター	保健センター	障害者福祉施設等	老人福祉施設
郡家町	1	1	2	2
船岡町	※		1	-
八東町	1	1	-	-

資料)各町資料(H15.4.1現在)

※船岡町の福祉センターは、保健センターと併設

図表-11 保育所の状況 (単位: 数・人)

	保育所数	定員	入所者数
郡家町	7	410	300
船岡町	4	215	130
八東町	3	195	147
合計	14	820	577

資料) 各町資料(H15. 4. 1現在)

図表- 1 2 診療所及び病床数

(単位: 所・床)

	一般診療所				歯科診療所
	施設数			病床数	
	総数	有床	無床		
郡家町	11	-	11	-	4
船岡町	2	1	1	2	1
八東町	2	-	2	-	2
合計	15	1	14	2	7

資料) 各町資料(H15. 10. 30現在)

(3) 生活環境

国道29号は本地域を縦断しており、山陰と京阪神を結ぶ道路網として重要路線となっています。また、中国横断自動車道姫路鳥取線の早期完成は、住民から大きな期待が寄せられています。

3町では、国道29号、国道482号、県道及び町道の改良等、関係機関と連携を図りながら整備を推進していますが、道路改良率は県平均を若干下回っています。また、県道の行き止まりや町道の未改良・未舗装区間もあり、日常生活に支障をきたしている状況もあります。

一般廃棄物の処理状況は、ごみが年間4,417t、一人当たりの年間平均処理量は0.21t、し尿が年間4,758klで、一人当たりの年間平均処理量は0.23klとなっています。特に、ごみ処理については、ごみの減量化を図るため、分別収集の徹底、資源ごみの回収、生ごみ処理機器等の購入補助及び啓発活動等を積極的に実施しています。

上下水道施設については、施設の未整備地域や既存施設の老朽化に伴う整備・改良を行っています。

図表-13 道路の状況

(単位：m・%)

		郡家町	船岡町	八東町	合計	鳥取県
国道・県道・町道	実延長	146,483	94,186	104,191	344,860	8,433,539
	改良済延長	96,115	72,886	56,072	225,073	5,857,594
	改良率	65.6	77.4	53.8	65.3	69.5
	舗装済延長	142,930	89,612	92,836	325,378	7,667,654
	舗装率	97.6	95.1	84.1	92.3	90.9

資料) 鳥取県の道路現況(平成15年4月1日現在)

図表-14 一般廃棄物の状況

(単位：t・kℓ/年)

	処理人口(人)	ごみ					一人当りの処理量	し尿				
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	合計		し尿	浄化槽汚泥	自家処理	合計	一人当りの処理量
郡家町	10,378	2,051	302	166	6	2,525	0.24	1,150	785	24	1,959	0.19
船岡町	4,683	746	102	78	0	926	0.20	446	1,143	0	1,589	0.34
八東町	5,577	760	72	84	50	966	0.17	627	583	0	1,210	0.22
合計	20,638	3,557	476	328	56	4,417	0.21	2,223	2,511	24	4,758	0.23

資料) 各町資料(平成14年度)

図表-15 上下水道の普及率

(単位：%)

	上水道普及率	下水道普及率
郡家町	98.9	91.4
船岡町	100.0	100.0
八東町	96.6	96.0
平均	98.5	95.8

資料) 各町資料(平成15年度)

(4) 教育

3町には、小学校8校、中学校3校が設置され、小・中学校の児童・生徒数は、少子化や人口の流出等により年々減少している状況にあり、今後もさらに減少していくことが予想されます。小・中学校の教育施設の中には、老朽化が進み改築等が急がれる施設もあることから、教育施設の整備も順次図っていくこととします。また、県立の高等学校が1校設置されており、本地域から多くの生徒が通学しています。

さらに、生涯学習社会の中にあって、自らが自主的・自発的に学習する機会の充実を図るため、公民館を中心として、生涯各期に応じた各種講座や公民館グループの活動支援を展開しています。また、芸術・文化に接する機会の拡充を図るなど、住民の生き甲斐づくりにつながる取り組みやスポーツ・レクリエーション活動を通じた住民の健康づくり対策にも取り組んでいます。

図表-16 小・中学校の状況

(単位:校・学級・人)

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
郡家町	2	31	698	1	12	375
船岡町	3	19	262	1	7	169
八東町	3	22	308	1	8	216
合 計	8	72	1,268	3	27	760

資料) 平成15年度鳥取県学校基本調査結果速報

(5) 産業

① 就業人口

産業別就業者の状況は、平成12年国勢調査では就業者総数11,030人で、就業人口の構成をみると、農業を中心とする第1次産業就業者が20.6%、製造業や建設業を中心とする第2次産業就業者が34.4%、小売業やサービス業を中心とする第3次産業就業者が45.0%となっています。

前回調査(平成7年)と比べると就業者総数は577人減少しており、第1次産業就業者は462人、第2次産業就業者は349人減少し、逆に第3次産業就業者は236人増加しています。

図表-17 産業別就業者人口

(単位:人・%)

	就業者 総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
平成7年	郡家町	5,569	1,215	21.8	1,904	34.2	2,448	44.0	2	0.0
	船岡町	2,708	581	21.5	1,063	39.3	1,061	39.2	3	0.1
	八東町	3,330	934	28.0	1,173	35.2	1,221	36.7	2	0.1
	合計	11,607	2,730	23.5	4,140	35.7	4,730	40.8	7	0.1
平成12年	郡家町	5,454	999	18.3	1,816	33.3	2,637	48.3	2	0.0
	船岡町	2,502	462	18.5	939	37.5	1,100	44.0	1	0.0
	八東町	3,074	807	26.3	1,036	33.7	1,229	40.0	2	0.1
	合計	11,030	2,268	20.6	3,791	34.4	4,966	45.0	5	0.0

資料)国勢調査(総務省統計局)

(注)構成比の単位未満四捨五入。構成比の合計は100%にならない場合がある。

② 事業所

事業所の状況は、平成13年の事業所・企業統計調査によると、事業所は711所、従業者数は4,794人となっています。産業別の事業所数では卸・小売、飲食店が最も多く、以下サービス業、建設業の順となっており、従業者数では、サービス業が最も多く、以下製造業、卸・小売、飲食店の順となっています。前回調査(平成8年)と比べると、事業所数で43所、従業者数で336人減少しています。

図表-18 産業別の事業所数・従業員数

	区 分	郡家町		船岡町		八東町		3町合計	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
平成8年	全産業	365	2,785	177	1,024	212	1,321	754	5,130
	農林漁業	3	34	2	46	4	43	9	123
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	46	462	47	256	38	213	131	931
	製造業	47	668	21	268	19	460	87	1,396
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	9	1	2	1	5	3	16
	運輸・通信業	13	95	3	7	8	61	24	163
	卸・小売業、飲食店	133	551	45	219	77	245	255	1,015
	金融・保険業	6	109	1	2	3	11	10	122
	不動産業	4	19	0	0	3	11	7	30
サービス業	112	838	57	224	59	272	228	1,334	
平成13年	全産業	363	2,625	162	1,020	186	1,149	711	4,794
	農林漁業	4	27	3	67	3	25	10	119
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	48	487	48	259	30	189	126	935
	製造業	38	487	16	221	16	327	70	1,035
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	10	1	2	2	8	4	20
	運輸・通信業	14	99	3	11	9	64	26	174
	卸・小売業、飲食店	131	572	40	222	65	208	236	1,002
	金融・保険業	4	57	1	2	3	11	8	70
	不動産業	5	13	0	0	2	2	7	15
サービス業	118	873	50	236	56	315	224	1,424	

資料) 事業所・企業統計調査(総務省統計局)

③ 農林水産業

基幹産業である農業の状況は、平成12年の総農家数は2,512戸、そのうち販売農家は1,938戸となっており、ともに減少傾向にあります。農業粗生産額の推移の状況は、平成6年の54億円をピークに年々減少してきており、平成13年は34億7千万円と大きく下回っています。

平成13年農産物産出額の状況を見ると、米が中心であるものの、果樹栽培等も盛んに行われています。

一方、農家の後継者不足から農業離れが進み、荒廃農地が増加している傾向にあります。

図表-19 農家数の推移

(単位:戸)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年
郡家町	総農家数	1,217	1,152	1,088
	販売農家	980	895	821
	自給的農家	237	257	267
船岡町	総農家数	668	635	611
	販売農家	539	514	495
	自給的農家	129	121	116
八東町	総農家数	924	869	813
	販売農家	736	689	622
	自給的農家	188	180	191
合 計	総農家数	2,809	2,656	2,512
	販売農家	2,255	2,098	1,938
	自給的農家	554	558	574

資料) 世界農林業センサス(農林水産省)

図表-20 農業粗生産額の推移

(単位:千万円)

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
郡家町	240	212	259	238	223	206	217	204	182	167
船岡町	82	71	87	78	71	66	64	60	59	54
八東町	194	168	194	174	174	163	170	150	141	126
合計	516	451	540	490	468	435	451	414	382	347

資料) 中四国農政局鳥取農林統計事務所「農林水産統計年報」

図表-21 農産物産出額の順位

(単位：千万円)

	1位		2位		3位		4位		5位	
	農作物名	産出額	農作物名	産出額	農作物名	産出額	農作物名	産出額	農作物名	産出額
郡家町	米	58	梨	34	牛乳	25	柿	13	わさび	5
船岡町	米	27	牛乳	5	葉たばこ	4	梨	4	ねぎ	3
八東町	梨	36	米	34	柿	12	鶏卵	x	肉用牛	4
鳥取県	米	1,933	梨	838	牛乳	534	プロイラー	506	ねぎ	458

資料) 農林水産統計年報(平成13年)

(注)「x」は、秘密保護上統計数値を公表しない。

林業の状況は、平成12年の総林家数は、970戸となっていますが、所有規模の零細な林家が多く、木材価格の長期にわたる低迷と投資期間の長期性等により林業経営の圧迫は依然として続いています。また、林道・作業道等の整備及び森林の造林・保育施業等を行い、林業生産性の向上を目指してきましたが、生産意欲の減退とともに事業が減少している状況にあります。このような状況の中、林業経営の安定を目指して、特用林産物の生産を促進するなどの取り組みを行っています。

図表-22 林家数と林野面積

(単位：戸・ha)

	林家数	林野面積
郡家町	372	6,482
船岡町	332	4,472
八東町	266	5,553
合計	970	16,507

資料)2000年(平成12年)世界農林業センサス(農林水産省)

内水面漁業では、淡水魚の養殖施設の整備を行い、特産品としての販路拡大を図っています。

④ 商業

卸売・小売業の状況は、平成14年商業統計調査では事業所数206所、従業者数833人、年間販売額は約141億円となっています。前回調査（平成11年）と比べると、事業所数は18所、従業者数は29人減少し、年間販売額は、4億7百万円増加しています。

経営形態は、小規模な個人経営が多く、日用必需品を中心とする小売業が営まれています。消費動向の多様化により現状の商店では消費者のニーズに応えきれない状況があり、商店数や従業者数は減少傾向にあります。

図表-23 卸売・小売業の現況

	平成11年			平成14年		
	卸売・小売業合計			卸売・小売業合計		
	事業所数	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
郡家町	122	535	8,855	113	500	9,989
船岡町	39	194	2,150	35	162	2,112
八東町	63	133	2,714	58	171	2,025
合計	224	862	13,719	206	833	14,126

資料)商業統計調査(経済産業省)

⑤ 工業

製造業の状況は、平成13年工業統計調査では事業所数は39所、従業者数は863人、製造品出荷額等は約98億円、付加価値額は約42億円となっています。平成9年の調査と比べると、事業所数は7所、従業者数は451人、製造品出荷額等は42億97百万円、付加価値額は20億82百万円減少しています。

今日まで、既存企業に対する支援や企業誘致を推進してきましたが、経済情勢の後退により、思うように雇用の場が確保できず、若者の定住や地域の活性化につながっていないのが現状です。

図表-24 製造業の推移(従業員4人以上)

区 分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
郡家町	事業所数	22	22	20	18	19
	従業者数(人)	616	572	508	441	410
	製造品出荷額等(百万円)	8,252	7,854	6,706	6,566	5,124
	付加価値額(百万円)	3,157	3,152	2,460	2,343	1,824
船岡町	事業所数	10	13	9	13	9
	従業者数(人)	245	244	190	213	170
	製造品出荷額等(百万円)	2,636	2,407	2,108	1,831	2,024
	付加価値額(百万円)	1,089	799	765	757	665
八東町	事業所数	14	13	12	11	11
	従業者数(人)	453	429	414	353	283
	製造品出荷額等(百万円)	3,220	3,066	3,153	3,022	2,662
	付加価値額(百万円)	2,067	1,801	1,860	1,834	1,742
合計	事業所数	46	48	41	42	39
	従業者数(人)	1,314	1,245	1,112	1,007	863
	製造品出荷額等(百万円)	14,107	13,327	11,967	11,420	9,810
	付加価値額(百万円)	6,313	5,752	5,085	4,934	4,231

資料) 鳥取県工業統計調査

⑥ 観光

観光施設では、姫路公園、竹林公園及びふる里の森など、豊かな自然を活用した施設の整備を行ってきました。

また、果樹栽培を活かした観光農園をはじめ、先人が残してきた史跡、文化財などの観光資源を活かしたまちづくりを推進しており、多くの観光客が訪れています。

図表-25 観光地別入り込み数の推移

(単位:人)

観光地・施設名等	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
姫路公園	25,812	19,109	16,725	16,697	15,474
竹林公園	23,604	22,989	21,010	19,525	20,119
ふる里の森	15,923	12,922	10,981	9,526	9,281
合計	65,339	55,020	48,716	45,748	44,874

資料) 各町資料

(6) 行・財政運営

① 行政運営

3町では、本格的な地方分権時代の到来により、行政組織の見直しや事務事業の効率化を図るなどの行政運営に取り組んでいます。また、町民と行政が一体となった取り組みとするため、積極的に情報公開を行っています。

職員を部門別にみると、平成15年4月1日現在の職員総数は293人で、部門別の配置状況は民生部門の127人が最も多く、続いて総務部門の59人、教育部門の37人の順となっています。民生部門の職員が最も多いのは保育所をはじめ、住民の健康対策、介護保険及び老人福祉など、住民に最も関わりのある業務を担当する職員が多いことによるものです。

図表-26 部門別職員数

(単位:人)

	総数							
	議会	総務	税務	民生	農林商工	土木	教育	
郡家町	2	22	6	58	8	14	16	
船岡町	2	15	4	31	7	6	9	
八東町	2	22	5	38	7	7	12	
合計	6	59	15	127	22	27	37	

(注) 臨時及び非常勤職員は含まない。

資料) 各町資料(平成15年4月1日現在)

② 財政運営

財政構造は、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などの自主財源が乏しく、地方交付税や国・県支出金等に依存した構造となっています。また、経常収支比率を見ると、一般的に町村にあっては75%程度が妥当と考えられているのに対し、3町とも80%を超えており、財政の硬直化が進んでいます。

(注) * 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す数値で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税や地方交付税等の経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているか示すもの

図表-27 決算状況

(単位：千円)

区 分	郡家町	船岡町	八東町
歳入総額	4,305,281	2,873,733	3,272,366
地方税	713,679	273,962	335,841
地方交付税	2,034,861	1,577,869	1,661,890
国庫支出金	139,070	56,155	94,223
県支出金	334,807	223,495	221,479
地方債	383,700	282,419	555,000
その他	699,164	459,833	403,933
歳出総額	4,216,393	2,756,083	3,205,358
人件費	1,113,422	636,431	826,063
扶助費	187,083	71,673	112,876
公債費	718,034	578,209	533,633
補助費等	555,699	312,243	358,192
繰出金	506,581	348,322	339,159
積立金	62,314	54,560	10,636
普通建設事業費	414,841	352,142	590,281
その他	658,419	402,503	434,518
歳入歳出差引	88,888	117,650	67,008

資料) 各町資料(平成14年)

図表-28 財政指標の状況

区 分	郡家町	船岡町	八東町
財政力指数	0.275	0.173	0.195
標準財政規模 (千円)	2,731,369	1,805,859	1,930,378
経常収支比率 (%)	88.8	83.8	83.6
人件費 (%)	29.5	26.9	32.5
扶助費 (%)	2.6	1.5	1.5
公債費 (%)	22.7	28.2	24.2
公債費負担比率 (%)	20.2	25.2	21.1
公債費比率 (%)	17.8	22.7	17.7
起債制限比率(3カ年平均) (%)	11.9	12.4	11.4
実質収支比率 (%)	3.0	6.2	3.4
財政調整基金現在高 (千円)	313,944	77,200	421,517
減債・その他特目基金現在高 (千円)	486,710	623,416	251,601
地方債現在高 (千円)	5,058,834	2,895,162	2,747,699
債務負担行為 (千円)	74,922	82,647	497,150

資料) 平成14年度普通会計決算状況調査

4. 各町の総合計画等

新町のまちづくり計画を策定するに当たっては、3町の総合計画及び東部圏域計画も考慮することとします。

(1) 各町の総合計画

郡家町	
計画の名称	第7次郡家町総合計画
計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想 平成10年度～平成19年度 ■ 基本計画 平成15年度～平成19年度
基本目標	「人が集い 輝きのあるまち・郡家町」
基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> (1) シンボル事業：人が集い 輝きのあるまちづくり (2) 潤いのある快適なまちづくり (3) 健康で生きがいに満ちたまちづくり (4) 個性を尊重する明るいまちづくり (5) 便利でにぎわいのあるまちづくり (6) 豊かな暮らしを実現するまちづくり (7) 住民と一体となったまちづくり (8) 計画の進め方

船岡町	
計画の名称	第5次船岡町総合計画
計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想 平成13年度～平成22年度 ■ 基本計画 平成13年度～平成17年度
基本目標	「みんなでつくる生き生き夢タウンふなおか」 ～住民参加による個性的で魅力あるまちづくり～
基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人間性豊かな人づくりと文化の薫るまち (2) 健やかでふれあいのあるまち (3) 特色ある産業を活かしたまち (4) 快適で住んでよかったと誇れるまち (5) 未来につながる夢のあるまち (6) 着実な計画の推進をめざして

八東町	
計画の名称	第3次八東町総合計画【後期基本計画】
計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想 平成8年度～平成17年度 ■ 基本計画 平成13年度～平成17年度
基本目標	「誇りと感動と夢あふれる八東町をめざして」 ～快適で、心豊かな活力ある町づくり～
基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> (1)個性と創意にみちた人づくり (2)自然と共生する快適な町づくり (3)心豊かですこやかな町づくり (4)魅力と活力に富んだ町づくり (5)明るく住みよい町づくり (6)地方分権の推進 (7)計画の推進

(2) 東部圏域計画

鳥取県東部圏域計画	
計画の名称	鳥取県東部ふるさと市町村圏計画
計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想 平成8年度～平成17年度 ■ 基本計画 平成8年度～平成17年度
基本目標	調和がとれ交流の盛んな魅力ある 「新因幡」の国造り
基本的な方向 (整備目標)	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域特性を活かした活力ある圏域づくり (2)情報感度の高い交流の活発な圏域づくり (3)豊かな地域文化を創造する圏域づくり (4)健康でいきいきと暮らせる圏域づくり (5)安全で快適な美しい圏域づくり (6)因幡ふるさと振興基金による一体感のある圏域づくり

5. 主な住民の意向

新町まちづくり計画の策定に当たり、まちづくりに対する住民の意見や意向を十分踏まえた計画とするため、「まちづくりアンケート調査」を実施しました。

また、小・中・高校生や各種団体17団体に、新しいまちづくりに向けて夢を語っていただこうと「夢まちづくり意見交換会」及び「各種団体等意見交換会」を実施しました。その概要は次のとおりです。

(1) まちづくりアンケート

まちづくり計画の策定に当たって、全世帯を対象に「まちづくりアンケート調査」を実施しました。

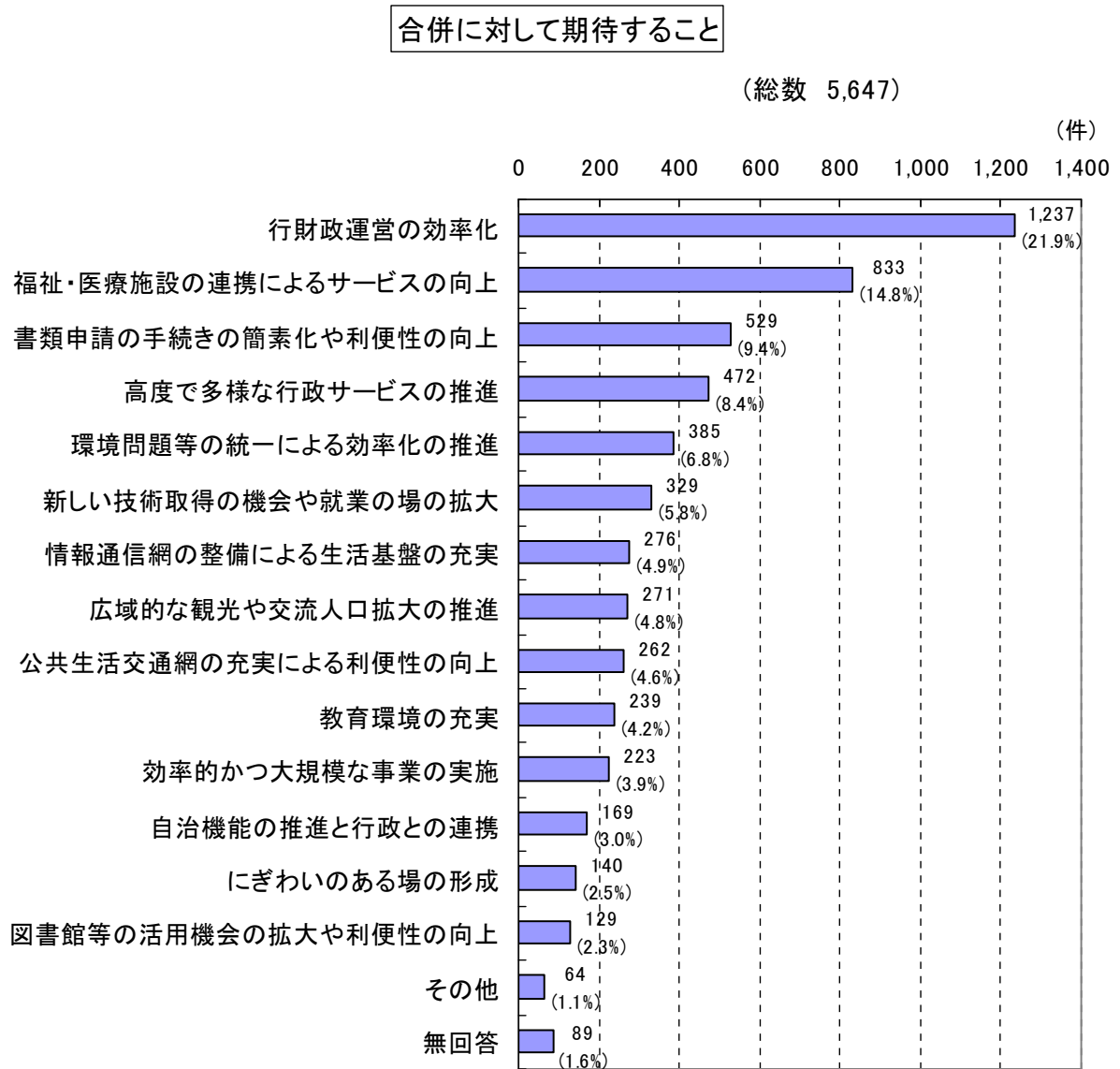
アンケート調査結果における合併に向けての住民の意向は以下のとおりです。

(サンプル数 2,089件、複数回答:3つ以内で選択)

区 分	内 容
調 査 対 象	5,460世帯 (平成15年4月1日現在の3町全世帯)
調 査 内 容	合併に対する認識、期待、不安及び施策等について
調 査 方 法	各町広報紙と同時配布、郵送により回収
調 査 期 間	平成15年4月上旬～4月21日
有効回答数	2,089件
回 収 率	38.3%

① 合併に対して期待すること

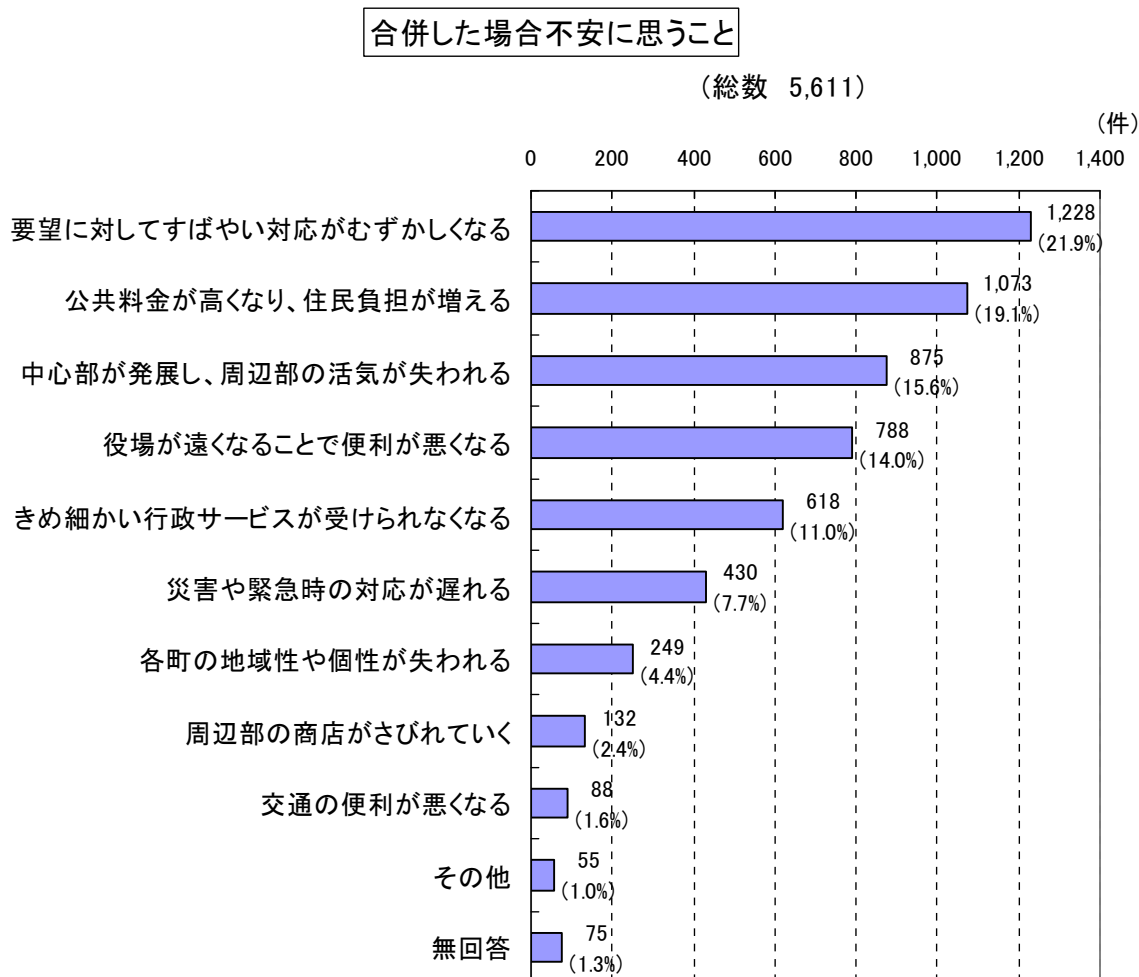
～行財政、福祉・医療に関する項目が上位を占める～



「行財政の運営の効率化」、「福祉医療施設の連携によるサービスの向上」、「書類申請手続きの簡素化」など、行財政や福祉・医療に関する項目が上位となっています。

② 合併した場合不安に思うこと

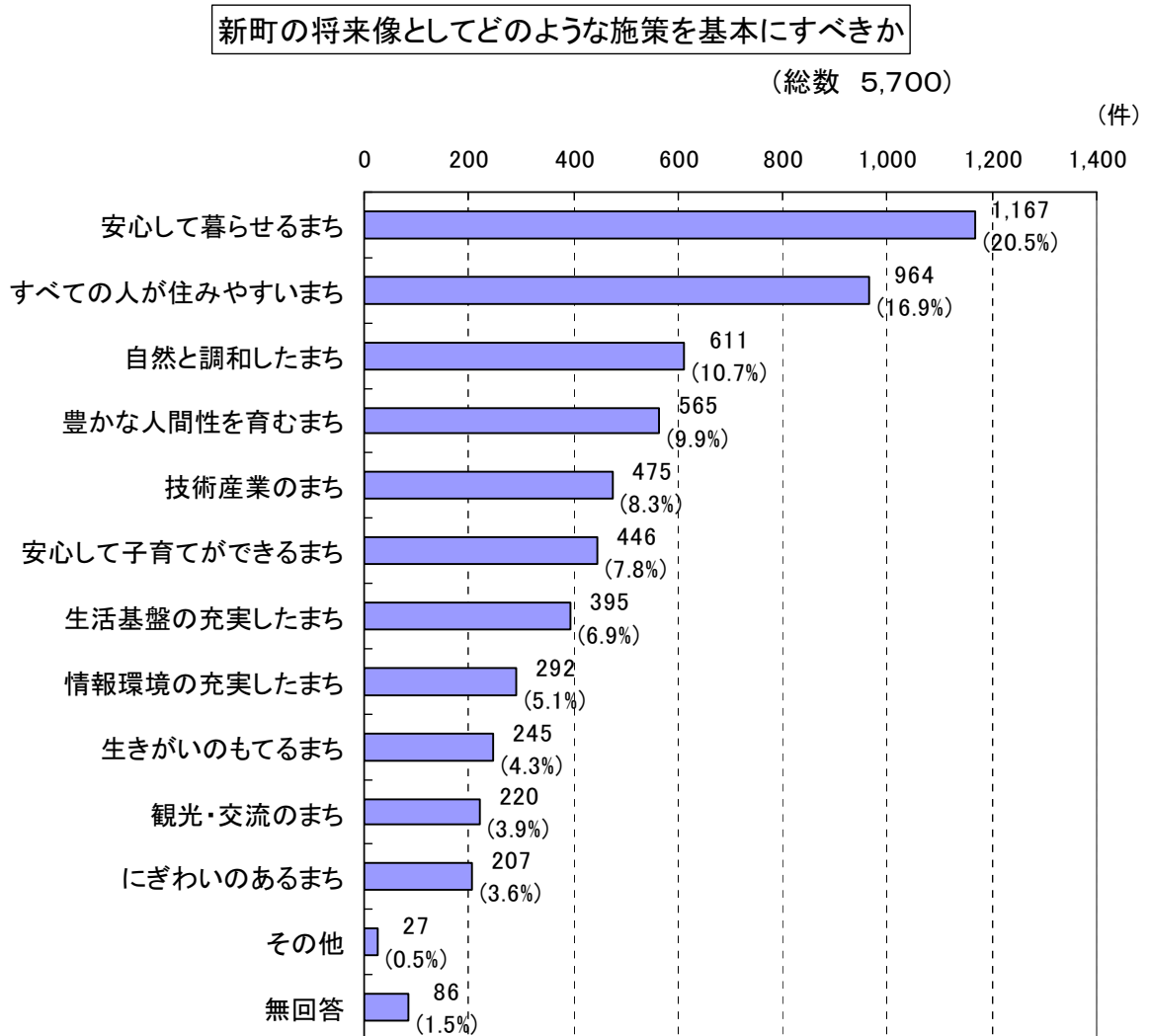
～行政サービスの低下、地域間格差の拡大が上位を占める～



自治体の区域が広がり、住民の声が行政に届きにくくなるため、「要望に対してすばやい対応が難しくなるおそれがある。」、「公共料金が高くなり、住民負担が増えるおそれがある。」、「中心部だけが発展し、周辺部の活気が失われるおそれがある。」など、行政サービスの低下や地域間格差の拡大に関する不安が上位を占めています。

③ 将来像の基本となる施策

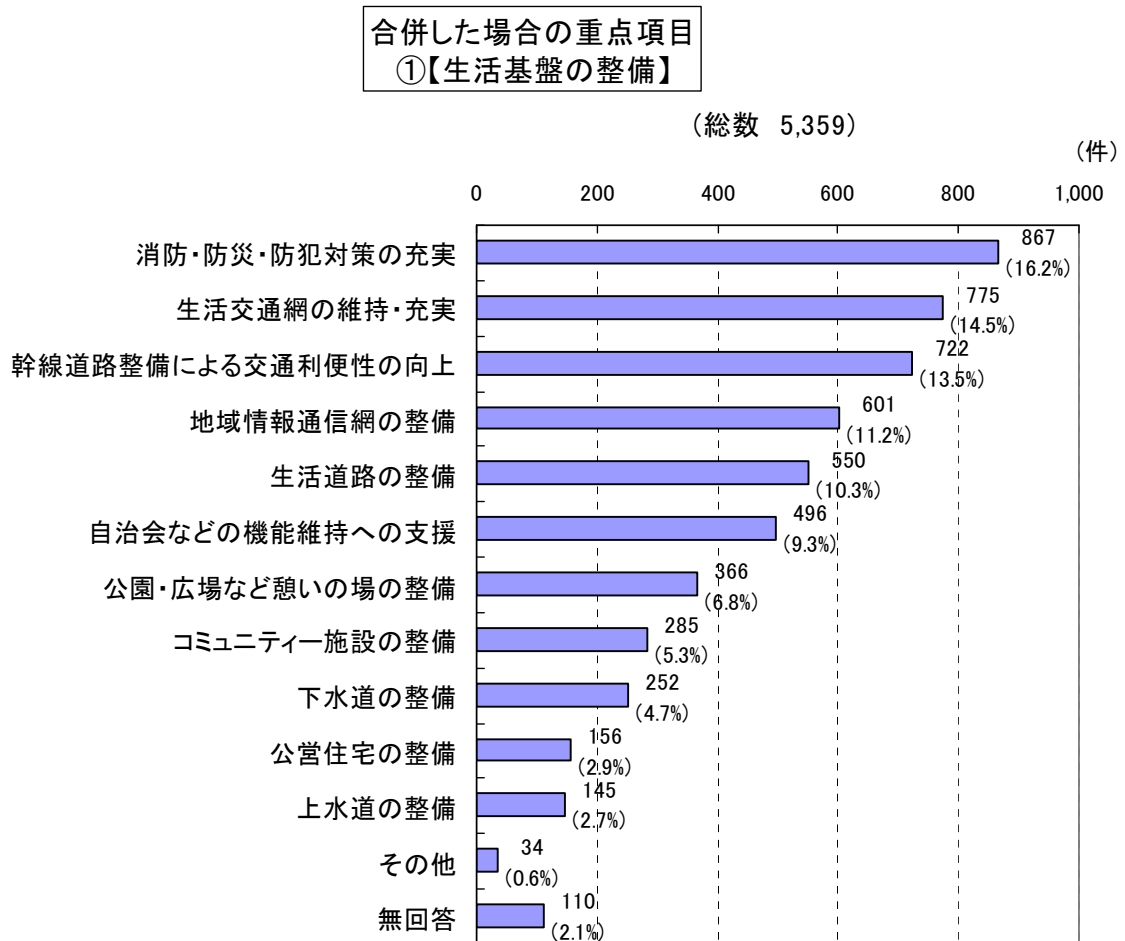
～福祉・医療、農林業に関する施策が上位を占める～



健康づくりや医療サービスが充実した「安心して暮らせるまち」、福祉の充実により高齢者や障害者など「すべての人が住みやすいまち」、農林業を中心とした「自然と調和したまち」など、福祉・医療や農林業に関する項目が上位を占めています。

④ 特に重点をおくべき項目について 【生活基盤の整備】

～交通体系整備、防災対策が上位を占める～

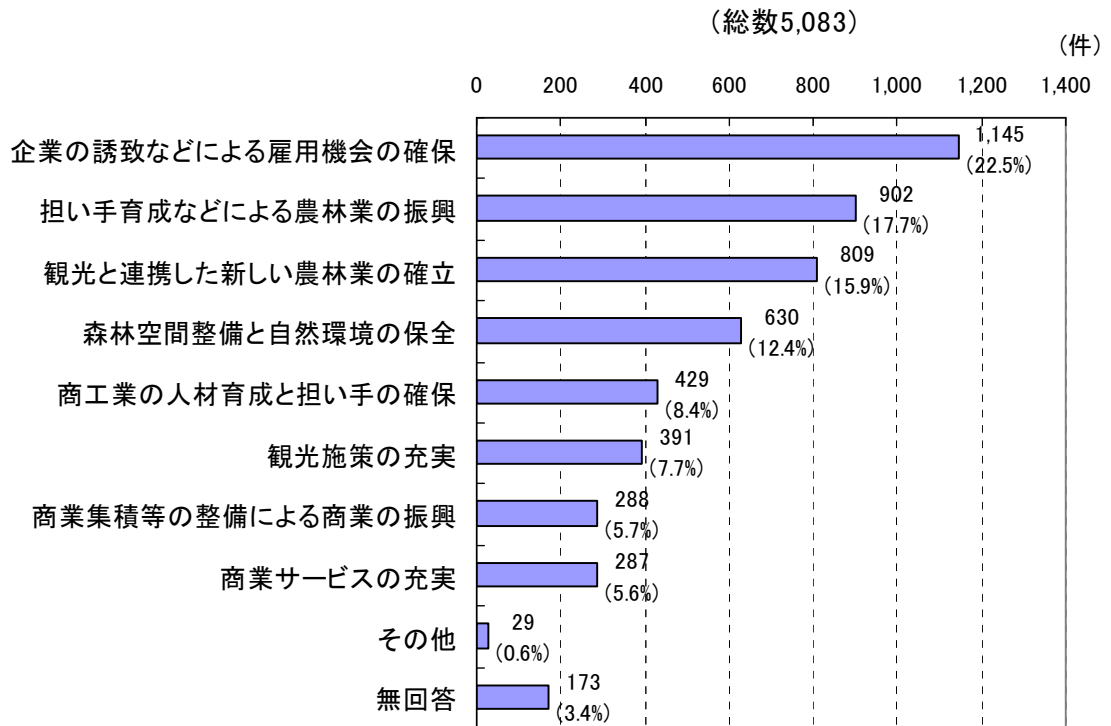


「生活交通網(バス・鉄道などの整備)の維持・充実」、「消防・防災・防犯対策の充実」、「各町間を結ぶ幹線道路整備による交通の利便性の向上」、「地域情報通信網の整備」など、交通体系整備、防災対策、ITに関する項目が上位を占めています。

⑤ 特に重点をおくべき項目について 【産業・観光の振興・交流促進】

～雇用機会の確保、農林業の振興が上位を占める～

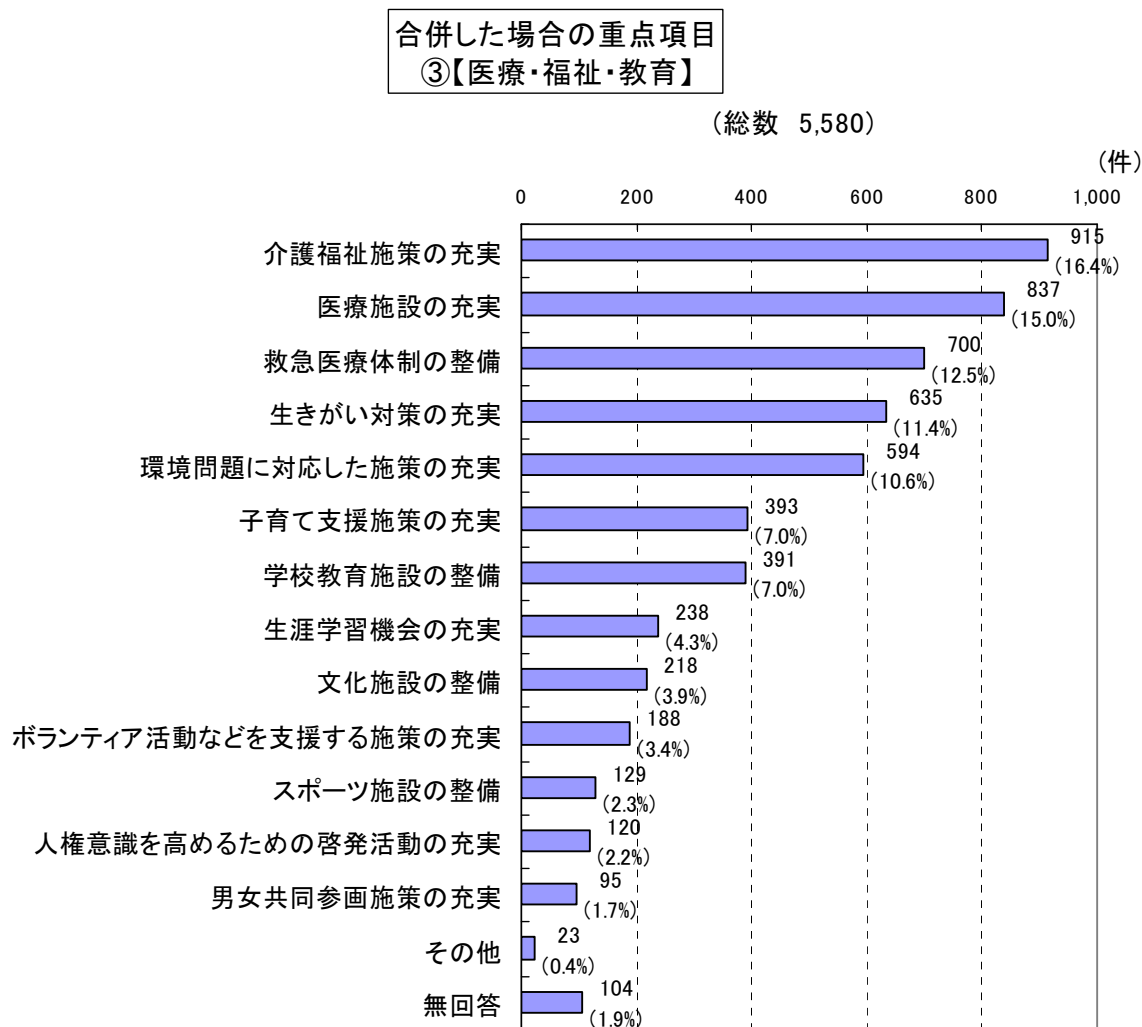
合併した場合の重点項目
②【産業・観光の振興・交流促進】



「企業の誘致などによる雇用機会の確保と地域経済の活性化」、「生活基盤の整備や担い手育成などによる農林業の振興」、「特産品開発、および観光農園や農林業体験など観光と連携した新しい農林業の確立」など、雇用機会の確保や農林業の振興に関する項目が上位を占めています。

⑥ 特に重点をおくべき項目について 【医療・福祉・教育】

～介護福祉・医療の充実が上位を占める～



「高齢者・障害者の介護福祉施策の充実(施設整備・ヘルパーなどの人材確保)」、
「病院・診療所など、医療施設の充実」、「救急医療体制の整備」など、介護福祉や医療に関する項目が上位を占めています。

(2) 小・中・高校生の意見

① 夢まちづくり意見交換会

次代を担う小・中・高校生に自由な発想で合併後の「新しいまちづくり」への夢を語っていただきました。

「夢まちづくり意見交換会」での主な意見は次のとおりです。

- ◇ 町内に医療設備の整った病院を造ってほしい。
- ◇ 図書館や美術館を造って、文化的な町にしてほしい。
- ◇ 自然を大切にしたいまちづくりを進めてほしい。
- ◇ 夢が広がる町にしてほしい。
- ◇ 新町を走る100円バスを運行してほしい。
- ◇ 交流施設を拠点として国際交流を活発にしてほしい。
- ◇ 町の人々が仲良くなれるように「交流運動会」を実施してほしい。
- ◇ 光ファイバーによるIT(情報通信)の充実を図ってほしい。
- ◇ 観光ツアープランを作成し、観光客を増やす対策をしてほしい。
- ◇ IT(情報通信)で町をつなぎ連携した取り組みをしてほしい。
- ◇ 一人ひとりの意見を大切にしながら皆が幸せに暮らせる町にしてほしい。
- ◇ 若い人が働ける職場を作してほしい。
- ◇ 障害のある方や、お年寄りが利用しやすいように、町の施設をバリアフリーにしてほしい。
- ◇ ボランティア活動等を通してゴミをなくす運動を進めたい。
- ◇ 歴史資料館を造り、県外の人々が昔の事を体験できるような場所を作してほしい。
- ◇ 若桜鉄道の便数を増やし、自転車も乗せられるようにしてほしい。

など

(3) 各種団体等の意見

新町のまちづくりについて、各種17団体と協議会委員が意見交換を行いました。

「各種団体等との意見交換会」での主な意見は次のとおりです。

- ◇ 女性政策担当課を設置してほしい。
- ◇ シルバー人材センターの設立をしてほしい。
- ◇ 地産地消の取り組みとして給食（保育所、学校、福祉施設等）に地元の産物を利用してほしい。
- ◇ 巡回バスを運行してほしい。
- ◇ 身体に障害がある者にとっても住民サービスを低下させない行政を展開してほしい。
- ◇ 行財政の効率化のもとで、教育は効率化しないでほしい。
- ◇ 若桜鉄道と、町バスを存続させてほしい。
- ◇ 差別解消を進めてほしい。
- ◇ 現在の町で行われている体育行事の全町単位での参加者が、校区単位で行われる大会に比べて少ないので、地域の活性化のためにも、校区単位での大会を残すべきである。
- ◇ 観光施設の有効活用と観光農業の振興を図ってほしい。

など

6. 地域の特性

3町は、古くから農林業の盛んな地域として栄えてきましたが、社会経済の発展とともに、住民生活も大きく変化し、生活水準も向上してきました。

この状況の背景には、住民、行政、民間が一体となり生活環境の整備をはじめ、産業の活性化及び教育・文化の振興等あらゆる分野で総合的に取り組んできた結果であると考えられます。

今後も住民が安定した生活を送るためにも、地域の特性を活かした施策の推進を行う必要があります。

なお、3町には次のような地域の特性があります。

- ◇中国山地に連なる豊かな緑など美しい自然環境を有している。
- ◇自然を背景にしたレクリエーション施設が豊富である。
- ◇多品目の果樹栽培、きのこ栽培などが盛んである。
- ◇地域に根ざした伝統や文化、魅力ある工芸品などが存在している。
- ◇広域交流が盛んである。
- ◇国道29号が地域を縦断している。
- ◇町をつなぐ若桜鉄道がある。

7. 主要課題と目指す方向

地域の概要、現状及び住民の意向等を踏まえ、以下に示す7項目を3町の主要課題として設定します。

(1) 少子・高齢化への対応

少子・高齢化の進行は全国的な傾向ですが、3町では全国を上回る速度で進行しています。これらのことは、集落機能の弱体化など地域活力の低下をはじめ、農・林・商・工業等の後継者不足や地域福祉の後退を招くことになり、地域ぐるみでの対応が大きな課題となっています。

【目指す方向】

- ① 若者の定住促進
- ② 子育て支援の充実
- ③ 企業誘致と雇用機会の確保
- ④ 高齢者の生きがいづくりと能力の活用

(2) 人権の尊重

3町では、人権尊重施策をまちづくりの重要課題として位置づけ、様々な取り組みを行っていますが、今もなお部落差別をはじめとするさまざまな差別や偏見が残っています。

一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進していくためにも、家庭、学校、職場など地域全体で人権の意義や重要性を認識し、人権啓発活動や同和教育を推進していく必要があります。

また、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っていることから、男女が個性や能力を十分に発揮できる社会に至っていない現状があります。今後、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれることなく、男女が共に自分自身の意志で、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指した取り組みを展開することが必要です。

【目指す方向】

- ① 一人ひとりの個性や能力を生かし、人権が尊重される差別のない地域づくり
- ② 人権啓発活動の推進
- ③ 同和教育の推進
- ④ 男女共同参画社会の実現

(3) 保健・医療・福祉の充実

医療技術の発展に伴い、住民の健康水準は高まりつつありますが、一方では、介護を要する高齢者や中高年層の生活習慣病等に悩む人が増加しています。

3町では救急医療体制や専門医が不足している現状にありますが、今後は、高齢化や生活環境の多様化等に対応したきめ細かな福祉サービスを提供し、住民が健康で暮らせる地域社会を形成していくことが求められています。

また、高齢者の能力を活用することが健康づくりや地域づくりにつながっていることから、高齢者の生き甲斐づくり施策を推進していく必要があります。

まちづくりアンケート調査の結果でも、合併に対して期待することとして、「各町の福祉・医療施設の連携によるサービス向上」の項目に多くの回答が寄せられたことからもわかるとおり、従来の枠組みを超えた保健・医療・福祉の連携を図った取り組みを行うことが必要です。

【目指す方向】

- ① 健康づくりの推進
- ② 医療体制の強化
- ③ 福祉施策の充実

(4) 生活環境基盤の整備・充実

3町の道路網は、国道29号が南北に縦断し、国道482号は県道及び町道と連絡しており、大きな役割を担ってきました。車社会の進展に伴い朝・夕の混雑が慢性化している地域もあれば、災害等緊急時に迂回路のない地域もあります。今後は、住民が安全で快適な生活を実現するため、中国横断自動車道姫路鳥取線と国道、県道及び町道等の有機的につなぐ、交通網の整備を促進することが必要です。

公共交通機関については、若桜鉄道や路線バス等公共交通機関の利用促進を図りながら、住民生活の利便性を確保していくことが必要です。

また、豊かな自然環境を保全するためにも、住民や企業に対する、地球環境保全意識の高揚を図りながら、引き続きごみの減量化、リサイクル等に取り組むとともに、上・下水道の整備、改良等を行う必要があります。

さらに情報通信網については、県の鳥取情報ハイウェイ整備事業による光ファイバー網の整備が進んでいることから、一部の公用施設で高度情報化に対応した整備も進んでいますが、地域全体としては、不十分な状況にあります。

今後、これらを活用して高度情報化に対応した取り組みを推進していくことが求められています。

特にCATVなど住民開放型の情報通信基盤の整備を行い、住民に対し、行政、気象及び災害等の情報を迅速かつ的確に提供していくことが必要です。

【目指す方向】

- ① 高度情報化に対応した情報基盤の整備・促進
- ② 道路網の整備・促進
- ③ 利便性の高い公共交通網の促進
- ④ 豊かな自然環境・景観の保全
- ⑤ 防災危機管理体制の充実

(5) 教育・文化の振興と地域づくり

3町では、情報化や国際化に対応した特色のある学校教育が行われています。今後も、国際的な視野をもって地域の将来を担う人材を育成するため、教育環境の整備・充実を図るとともに、青少年の健全育成を図っていくことが必要です。また、住民が生涯にわたって生き甲斐を持って暮らすため、公民館・図書館などの学習機能を活かした生涯学習の環境整備を図っていくことが求められています。

さらに、各地域の伝統文化を継承しながら、世代間の交流を促進し、コミュニティ活動の活性化を図っていくことが必要です。

【目指す方向】

- ① 教育環境の整備・充実
- ② 青少年の健全育成
- ③ 生涯学習の促進と施設整備
- ④ 未来を担う人づくりと地域伝統文化の継承・創造
- ⑤ コミュニティ活動の活性化と交流の促進

(6) 農林業の確立と商工業の活性化

3町の農林業を取り巻く状況は、農・林家の多くが高齢化しており、若年層の流出等も相まって、耕作放棄地や荒廃した林地が増加している傾向にあります。今後、広大な森林資源の活用などにより、効率的で収益力のある農林業を確立し、中山間地域の活力を維持することが必要です。

農業については、耕作地を守りながら、農地の集団化や農業機械の共同利用を促進するとともに、栽培技術の向上や高品質の農産物を栽培し、付加価値を高めることにより、農家の所得の向上を図ることが必要です。また、畜産については、市場の動向等を見極めながら、経営の合理化を進め、経営の安定化を図っていく必要があります。

林業については、生産性の向上を図るため、林道や作業道の開設、改良等の生産基盤を整備するとともに、除間伐、枝打ち及び造林等を行うなど森林の造林・保育施業等を推進することが必要です。また、伐期到達林の更新後は、適地適木を基本とした植栽を行い林地の荒廃を防止することが大切です。

今後も、地域の特性でもある多品目の果樹栽培やきのこ栽培など、特色ある農林業に取り組み、若者が定着できる施策を展開することが必要です。

商業については、地域経済の重要な担い手である小売業の発展を目指して、関係機関と連携を図りながら商業集積等を行うことが必要です。また、商業振興策と併せて観光農園をはじめ、きのこ、山菜、淡水魚など観光資源の活用を行うなど、活力と賑わいのあるまちづくりを行うことが必要です。

工業については、若者の定住や地域経済の活性化を図るためにも、既存企業の体質強化対策や公害のない優良企業の誘致等、積極的な取り組みを行うことが必要です。特に、3町がもつ豊かな自然環境を活かした、研究・開発型の企業等、高付加価値型の企業誘致を行うためにも、I T基盤を整備して企業が進出しやすい環境を整備することが必要です。

【目指す方向】

- ① 環境にやさしく安全で高品質な農作物の栽培の推進
- ② 森林の公益的・多面的機能を生かす森林施業の推進
- ③ 農林業の担い手育成
- ④ 豊富な農林水産物を生かした特産品の開発
- ⑤ 地産地消の推進
- ⑥ 賑わいのある商店街の創造
- ⑦ 商工業の振興と雇用の創出
- ⑧ 産業とI Tの連携

(7) 行・財政基盤の強化

3町では、住民参加型の行政運営を推進するとともに、地方自治体が主体的に自治体運営能力を高め、また事務事業の見直しや組織・機構の簡素化及び合理化などを進めることが必要です。また、職員の資質の向上を図るとともに、専門的知識や技術を有する職員の雇用を促進し、住民サービスの維持・向上を図ることが大切です。

財政を支えている地方交付税は、地方財政制度の見直しの中で、大きく減額されており、財政の合理化や効率化が求められています。3町においても、地方債残高や経常収支比率、公債費比率が高まってきていることから、厳しい財政状況となることが予想されます。

こうした状況にあって、国・県の有利な制度の活用や効率的な事業を推進し、経常的な経費の抑制を図っていく必要があります。

【目指す方向】

- ① 多様な住民サービスに応える行政体制の整備
- ② 効率的な行政運営と安定した財政運営

8. 新町の将来構想

ここでは、主要課題と目指す方向を基本に、まちづくりの基本理念、将来像及び基本目標を明らかにします。

(1) まちづくりの基本理念

合併後のまちづくりにおいては、これまで3町が築き上げてきたそれぞれの地域の個性や伝統を尊重する中で、すべての人々が健康で、文化的に、安全で快適に暮らせることが重要です。

また、新町のまちづくりを支えていく視点としては、①広がる『夢』、②豊かな『自然』、③あたたかい『ふれあい』、④持続した『活力』を生み出すことが重要と考えられます。

こうしたことから、新町では、『夢』、『自然』、『ふれあい』、『活力』をテーマにまちづくりに取り組み、以下の4つをまちづくりの基本理念とします。

◆ まちづくりの基本理念

「夢と生きがいのあるまち」

「自然と調和したまち」

「ふれあいの広がるまち」

「活力と賑わいのあるまち」

① 「夢と生きがいのあるまち」

合併により、まちが大きくなるスケールメリットを生かして、夢があふれ、すべての人々が生きがいを持った暮らしを営むことが重要です。

また、少子・高齢化が進行していく中で、高齢者の知識・経験を産業や教育などのさまざまな分野において活かすことや、子どもたちが未来に希望を持てる環境整備を図ることが重要であり、世代を超えて住民が助け合い、すべての人が夢と生きがいの持てるまちづくりを進めます。

② 「自然と調和したまち」

新町は中国山地に連なる豊かな緑などの美しい自然環境に恵まれており、自然を背景にしたレクリエーション施設も豊富です。

これらの自然環境・景観は、未来に残していくべき貴重な地域資源であり、自然と共生することを念頭に、豊かな自然と調和したまちづくりを進めます。

③ 「ふれあいの広がるまち」

人と人とのふれあいをはじめとして、人と文化、人と自然のふれあいが広がることにより、交流が活発になることが期待されます。このことは、地域の新たな価値や、新たな文化、あらたな産業の創造につながっていくものと思われまます。また、お互いの人権を尊重し、理解しあえる施策を進め、あたたかいふれあいの広がるまちづくりを進めます。

④ 「活力と賑わいのあるまち」

新町は古くから因幡の国の要所として栄えてきた歴史があり、地域に根ざした伝統や文化、魅力ある工芸品などが多数あります。これらの伝統・文化を伝承していくとともに、新たな文化を創造することは、人々に誇りとふるさと意識が醸成され、ひとつの地域として活力あるまちづくりを進めていくことにもつながります。

さらに、当地域は多品目の果樹栽培を行うなど特色のある農業が発展しており、これらを観光資源として機能拡大を図るとともに、古くから地域経済を支えてきた地場産業の発展につなげていく必要があります。

こうした、新しい地域産業の創出や、観光資源を活かした交流の拡大により、活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

(2) 新町の将来像

まちづくりの基本理念として掲げた「夢と生きがいのあるまち」、「自然と調和したまち」、「ふれあいの広がるまち」、「活力と賑わいのあるまち」を踏まえて新町の将来像を下記のとおりとします。

～新町の将来像～

人が輝き・集い・夢広がるまち

■ まちの将来の姿

- ・ 多くの人々が集い、活力と賑わいのあるまちを目指します。
- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、人が輝き、ふれあいが広がるまちを目指します。
- ・ 伝統と地域文化を大切にし、夢と生きがいのあるまちを目指します。
- ・ 自然と調和したまちを目指します。

(3) 将来人口等の見通し

① 人口

新町の将来人口は、平成12年国勢調査の20,245人をもとにコーホート法により推計すると、平成17年が19,639人、平成27年が18,388人で、自然的な増減にまかせると減少する見通しとなっています。

また、年齢別人口については、65歳以上の老年人口率は平成17年で26.3%、平成27年で28.9%に、14歳以下の年少人口率は、平成17年で13.9%、平成27年で13.5%になるものと推計され、本格的に少子・高齢社会を迎えることが予想されます。

このような将来人口の減少は、地域づくりや地域活性化に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、新町のまちづくりにおいては、地域の特性や人材を活かした産業の創出を促進し、雇用機会の増大を図るとともに、若者を中心とした、定住対策を積極的に展開していく必要があります。

(注) コーホート法とは、5歳階級年齢ごとの人口が5年後どのように変化していくか、その「変化率」によって将来人口を推計する方法

② 世帯数

新町の世帯数は、核家族化の進行により平成22年までは増加傾向にありますが、平成27年には5,395世帯へと、徐々に減少していくことが予想されます。

図表-29 人口・世帯数の見通し

(単位: 人・%・世帯)

区分	平成12年	平成17年 (推計)	平成22年 (推計)	平成27年 (推計)
総人口	20,245	19,639	19,032	18,388
年少人口(0~14歳)	3,246	2,739	2,510	2,477
構成比	16.0	13.9	13.2	13.5
生産年齢人口(15歳~64歳)	12,016	11,736	11,468	10,591
構成比	59.4	59.8	60.3	57.6
老年人口(65歳以上)	4,983	5,164	5,054	5,320
構成比	24.6	26.3	26.6	28.9
世帯数(一般世帯)	5,349	5,437	5,463	5,395
世帯あたり人口	3.78	3.61	3.48	3.41

資料) 国勢調査、3町将来人口等推計

注) 構成比の表示未満は四捨五入してあるので、内訳の計は100%にならない場合ある。

③ 就業人口

就業人口の構成は、平成17年には、第1次産業就業者が18.0%、第2次産業就業者が33.6%、第3次産業就業者が48.4%になるものと推計され、さらに10年後の平成27年には第1次産業就業者が13.9%、第2次産業就業者が30.8%に減少し、逆に第3次産業就業者は55.3%に増加するものと推計されます。

図表-30 就業人口構成の見通し
(平成7~12年残存率基準、平成17年以降推計)

(単位: %)

	平成12年 (構成比)	平成17年 (構成比)	平成22年 (構成比)	平成27年 (構成比)
第1次産業	20.6	18.0	15.7	13.9
第2次産業	34.4	33.6	32.0	30.8
第3次産業	45.0	48.4	52.3	55.3

(4) まちづくりの基本目標

新町の将来像「人が輝き・集い・夢広がるまち」を実現するために、次の5つを新町の基本目標に設定します。

① 住民一人ひとりが主役のまちづくり

地方分権時代の到来を背景に、新町のまちづくりは、行政主導型ではなく、住民参加型のまちづくりが一層求められることが予想されます。そのため、行政としての説明責任を果たすとともに、住民参画のシステムづくりを推進します。また、住民のまちづくり意識の高揚を図り、コミュニティ活動及びボランティア活動など、住民自らが主体となって進めるまちづくり活動の支援を促進します。

そして、今後も安定した住民サービスを提供するためにも、行財政基盤の強化が必要であり、地方分権時代に対応できるよう適切な行政組織体制の整備を図ります。

人権・同和問題や男女共同参画社会の実現については、正しい理解と認識を深める教育・啓発の充実を図り、人権意識・男女共同参画意識の高揚に努めるなど、住民がお互いの人権を尊重し合い、行政と協働して個性豊かなまちづくりを推進します。

② やすらぎと生きがいのあるまちづくり

すべての住民が地域の中で支え合いながら、やすらぎを持って生活ができるように保健・福祉・医療の連携強化による総合的な福祉・医療体制の充実を図ると共に、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点も取り入れながら、高齢者、障害者、幼児など、すべての人にやさしいまちづくりを進めていきます。

少子化への対応については、安心して子どもを産み、育てやすいまちづくり

を目指し、子育て支援施設の整備を進めるとともに、子育て支援施策の充実を図ります。

また、高齢者の知識・経験を産業や教育などのさまざまな分野で活かすことや、就労支援等を通して高齢者の社会参画を促し、生きがいのあるまちづくりを推進します。

③ 自然と共生した快適で安全なまちづくり

すべての住民が快適で安全な生活が送れるよう、情報基盤、道路網及び公共交通網の整備を促進します。

また、恵まれた緑や豊富な水などの自然環境を活かしながら、上・下水道等の生活基盤の整備を推進し、自然と共生した潤いのあるまちづくりを目指します。

さらに、自然環境や自然景観を保全するための治山・治水対策を推進するとともに、恵まれた豊かな自然を次の世代に伝えるために、ごみの減量化やリサイクル運動の推進に努め、資源循環型のまちづくりを目指します。

そのほかにも地域の防災意識を高め、防災・消防体制の強化や交通安全・防犯体制の充実を図るなど、安全に暮らせるまちづくりを目指します。

④ 豊かな心を育み文化の薫るまちづくり

地域は人が支え、人がその中心であるという視点のもとに、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、地域の教育力の向上を図り、特色ある学校教育の創造に努め、未来を担う人づくりを進めます。

また、社会環境の変化に伴い価値観が多様化している中で、生涯学習などに対する住民の要望は高まっていることから、質の高い生涯学習・文化芸術・生涯スポーツ活動などを積極的に実施し、若者と高齢者の世代間の交流や国際交流事業など多彩なふれあいづくりを推進します。

さらに地域に根ざした伝統や文化、魅力ある工芸品などを受け継ぎ、継承していくとともに、地域おこしや町民の連携を促進し、豊かな心を育み文化の薫るまちづくりを推進していきます。

⑤ 地域の個性を活かした魅力と活力のあるまちづくり

恵まれた自然環境の中で、多品目の果樹栽培が盛んであるという地域の特性を活かし、活力のある産業振興を目指します。

農林業においては、市場環境の変化や担い手不足などの厳しい状況にありますが、高付加価値の特産品を開発し、生産・加工・販売を直結した直売施設の整備を図るなど、新たな農林業の確立を目指します。

商工業については、住民が生活に必要な商品やサービスの供給が身近に行われるよう支援し、賑わいのある商店街の実現を目指します。また、IT基盤の整備を行うなど、企業が進出しやすい環境づくりに努め、雇用機会の拡大を図ります。

観光については、多彩な魅力を有する観光資源を有効に活用し、積極的な情報発信を行うなど、自然環境を生かした農山村での滞在型余暇活動、農業体験などの取り組みを進め、都市と農山村とのふれあいの広がるまちづくりを促進します。

9. 新町の主要施策

新町の将来像「人が輝き・集い・夢広がるまち」の実現を図るため、まちづくりの基礎となる5つの基本目標を踏まえ、鳥取県などの関係行政機関・団体等と連携しながら、新町の主要施策を実施することとします。



住民一人ひとりが主役のまちづくり

(1) 住民と行政の協働のまちづくり

① 住民と行政の協働の推進

- 新たな住民参画型のシステムを構築するため、座談会、懇話会等を実施し、住民と行政が一体となって取り組みます。
- 庁舎の方式は当分の間総合支所方式とし、均衡ある住民サービスの提供と利便性の確保に努めます。
- 各地域における自治会活動、住民の自主的なまちづくり活動及び各種ボランティア活動など住民自らが主体となって進める活動に対する支援を行います。

② 開かれた町政と情報公開の推進

- 参加・協働型の町政を実現するため、広報紙、行政無線及びインターネットなどを活用した行政情報の提供や情報公開を積極的に行うなど政策決定過程での住民参加を促進します。
- 住民座談会の開催などを通じて、住民の声の反映に努め、行政に対する意見や要望を迅速・的確に町政に反映できるように努めます。

(2) 人権尊重のまちづくり

① 人権施策と同和教育の推進

- 人権教育啓発に関する基本計画を策定します。
- 住民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権教育リーダーを養成し、家庭、学校、職場、地域が連携しながら積極的な人権啓発活動を行います。
- 住民一人ひとりが同和問題についての認識を深め、差別解消に向けて実践できるよう同和教育を推進します。
- 新町の同和対策総合計画を策定し、計画的な環境整備や総合的な同和対策を推進するなど、すべての住民が一丸となって差別のない社会の実現を目指します。また、既存施設を活用し施策推進のための拠点となる施設整備を行います。

(3) 男女共同参画のまちづくり

① 男女共同参画社会の実現

- 性別の概念にとらわれることなく男女が個性と能力を発揮し、地域社会に参画できる社会を実現するため、男女共同参画推進条例を制定します。
- 男女共同参画プランを策定するとともに、既存施設を活用し、男女共同参画推進のための拠点施設を整備します。
- 地域の政策や方針決定の場である各種審議会・委員会等に、女性を積極的に登用します。

(4) 健全な行・財政運営の推進

① 健全で効率的な行・財政運営の推進

- 財政の健全化を図るため、新町の財政計画を策定します。
- 既存施設の有効利用を図るよう、必要に応じて整備を行い、適切な施設管理に努めます。
- 事務事業の合理化、機構改革などを積極的に推進し、新町の規模に適した人員配置を行うため、定員管理の適正化に努めます。
- 財政状況を勘案しながら庁舎の整備を行います。
- 鳥取情報ハイウェイを活用して庁舎間等の情報ネットワーク化を図り、事務事業の効率化に努めます。
- 合併時に新町の電算システムの統合を行い、住民の利便性の向上を図ります。
- 人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費を抑制するとともに、事業の必要性、緊急性及び効果など十分検討し、重点施策への積極的投資に努めます。
- 職員の能力開発・自己啓発を高めるため職員研修制度等の充実を図ります。

◆住民一人ひとりが主役のまちづくり

【主要事業】

主要施策	項目	主な事業
住民と行政の協働のまちづくり	住民と行政の協働の推進	座談会、懇話会等の実施
		住民意見募集の制度化
		総合支所の設置
		地域リーダーの育成
		自治会、NPO、ボランティア活動団体等の活動支援
	開かれた町政と情報公開の推進	行政情報の提供、情報公開、ホームページの充実
人権尊重のまちづくり	人権施策と同和教育の推進	人権教育施設整備事業(既存施設の活用)
		人権教育・啓発に関する基本計画策定
		人権教育リーダー養成
		人権教育推進員の配置
		同和対策総合計画策定
男女共同参画のまちづくり	男女共同参画社会の形成	男女共同参画施設整備事業(既存施設の活用)
		男女共同参画推進条例の制定
		男女共同参画プランの策定
		各種審議会等への女性の積極的登用
健全な行・財政運営の推進	健全で効率的な行・財政運営の推進	庁舎等整備事業
		総合支所庁舎の整備
		財政計画の策定
		既存施設の有効利用
		電算システムの統合と運営
		定員管理計画の策定
		保存資料の電子化

やすらぎと生きがいのあるまちづくり

(1) 保健・福祉・医療の充実

① 保健・予防、健康づくりの推進

- 住民が安心して健康な生活を送ることができるよう、保健センター及び地域福祉センターを拠点として、訪問指導、各種健康診断及び相談事業などを行い疾病の早期予防・早期発見に努めます。
- 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、接種率の向上に努めます。
- 温水プールなど既存の施設を活用し、リハビリテーション、メンタルヘルスなど保健・福祉・医療の連携による、健康づくり活動を推進します。
- 健康づくり意識の高揚を図るため、健康まつり等を実施します。
- 各世代に応じた健康づくりを推進するため、健康増進施設を整備します。
- 健康づくり推進委員、食生活改善推進員等の地域組織の育成・強化を図り、住民の自主的な健康づくり活動を促進します。
- 生活習慣病の直接指導体制の充実を図るため、栄養士の配置を検討します。
- インターネットの活用による健康相談事業や栄養指導を実施します。また、広報紙等を通じて健康に対する正しい知識の普及に努めます。
- 母子保健計画を策定し、関係機関と連携を図りながら乳幼児や児童の健康づくりを推進します。

② 医療体制の充実

- 地域医療施設や公的総合医療機関との連携を強化し、救急患者輸送体制の充実に努めます。また、夜間、休日診療について、関係医療機関の協力を要請しながら、さらなる拡充を図ります。
- かかりつけ医との連携を図り、重症化予防や疾病予防対策を推進するとともに、健康管理意識の高揚を図ります。

(2) 地域福祉の充実

① 高齢者・障害者福祉の充実

- 高齢者や障害者の立場に立った、人にやさしいまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉が一体となったサービスの充実に努めます。
- 介護を要する高齢者等が安心して生活するため、在宅介護支援センターとの連携を図りながら老人福祉計画及び介護保険事業計画を基本にきめ細かな在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 独居老人の安全を確保するため、緊急通報システムの拡充を図ります。
- ITを活用した高齢者の生活支援システムの導入を検討します。
- 高齢者の自立を促進するため、高齢者自立支援ハウスの整備を検討します。
- 障害者団体の育成・支援とボランティアグループの育成に努めるとともに、小規模作業所の運営を支援します。

② 社会福祉の充実

- 福祉のまちづくり計画を策定し、概ね旧小学校区を単位とした小地域での防災・福祉ネットワークを確立し、生活文化の向上と社会福祉の推進を図るため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた拠点施設の整備に努めます。
- 国民健康保険税の収納率の向上に努め、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。また、国民健康保険制度の一層の理解を得るための啓発活動を展開します。
- 低所得者が経済的に自立した生活を営むことができるよう、指導・援助体制の充実を図ります。
- 地域福祉の主導的な役割を担う、社会福祉協議会をはじめとした関係団体との連携を図ります。

(3) 生きがいのある暮らしづくり

① 生きがいづくりの推進

- 高齢者が生きがいを持って社会参加できよう、シルバー人材センターの

充実を図ります。

- 高齢者の持っている知識や長年にわたって培った経験を活かすため、高齢者のふれあいの場づくりとして世代間交流を推進します。

(4) 子育て支援体制の充実

① 子育て環境の充実

- 家庭、地域、企業及び行政が一体となり、子育ての環境づくりを推進します。また、保育所運営の見直しや施設の整備を推進します。
- 子どもを安心して産み、育てやすい環境づくりを行うため、子育て支援センター及び放課後児童クラブの拠点施設の整備を図ります。また、子育てと仕事の両立を支援するための子育て支援センターやファミリーサポートセンターの充実を図ります。
- 地域を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つよう、保育所、学校及び地域社会の連携を強化します。
- 住民の要望を的確に把握し、乳児保育、障害児保育、延長保育及び一時保育等の多様なサービスの充実に努めます。また、休日保育及び病後時保育を検討します。
- 保育所への保護者による送迎が困難な児童の通所を支援するため、送迎用バスの整備を図ります。
- 子育て環境の充実を図るため、次世代育成支援にかかる行動計画を策定します。

◆やすらぎと生きがいのあるまちづくり

【主要事業】

主要施策	項目	主な事業
保健・福祉・医療の充実	保健・予防、健康づくりの推進	健康相談・指導体制の充実
		健康管理や健康づくりのための研修・学習機会の提供
		健康増進施設の整備
		保健と医療の共同事業の推進
		生活習慣病改善活動の推進
		乳幼児、児童健康づくりの推進
		母子保健計画の策定
		地域組織・ボランティアグループの育成
	医療体制の充実	救急患者輸送体制の充実
		夜間・休日診療の拡充
疾病予防対策の予防		
地域福祉の充実	高齢者・障害者福祉の充実	老人福祉計画、介護保険事業計画の策定
		ITを活用した生活支援システムの導入
		高齢者自立支援施設の整備(既存施設の活用)
		障害者訓練施設の整備(既存施設の活用)
		小規模作業所の運営支援
	社会福祉の充実	福祉のまちづくり計画の策定
		防災・福祉ネットワークの拠点施設の整備
		バリアフリー化の推進
社会福祉協議会等関係団体との連携強化		
生きがいのある暮らしづくり	生きがいづくりの推進	シルバー人材センターの充実
		世代間交流の推進
		高齢者ふれあいの場づくり
子育て支援体制の充実	子育て環境の充実	保育施設整備事業
		放課後児童クラブの充実
		ファミリーサポートセンターの充実
		多様な保育サービスの提供
		次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定
		保育所の通所対策の充実

自然と共生した快適で安全なまちづくり

(1) 地域情報化の促進

① 情報基盤の整備

- 情報格差の解消や行政サービスの利便性を確保するため、鳥取情報ハイウェイの利活用及び光ファイバー網の整備など新たな情報基盤の整備を行います。
- 新町の一体的な発展と行政・情報サービスの均一化を図るため、その基盤となるCATV（ケーブルテレビ）整備事業や携帯電話の不感地域解消事業などの情報通信基盤整備を積極的に推進します。

② 高度情報網の活用

- 住民がインターネット等を活用して町内外からの情報受発信を積極的に行うための施策を推進します。
- 行政情報や観光・イベント情報など、積極的な情報発信を行います。

(2) 道路・公共交通網の整備

① 道路網の整備

- 活力ある地域社会の形成を図るため、中国横断自動車道姫路鳥取線の早期完成を関係機関へ働きかけるとともに、国道、県道及び町道等を有機的につなげるため河原インター線等アクセス道路の整備を関係機関へ働きかけます。
- 国道29号、国道482号、主要地方道及び一般県道の改良を関係機関へ強く働きかけるとともに、津ノ井バイパスの延長・整備を関係機関へ働きかけ、渋滞緩和対策に取り組めます。
- 新町が一体感を持ったつながりを深めていくためにも、環状道路や未改良・未舗装の道路整備を行います。
- 冬期間における住民生活の利便性や安全性を確保するため、除雪車等の整備を行います。

② 公共交通網の整備

- 住民生活の利便性を確保するため、関係市町や関係機関と連携を図りな

がら若桜鉄道の乗車運動を推進するとともに、バス路線との総合的な調整を検討し、公共交通体系の再構築を図ります。

- 関係機関と連携しノーマイカーデーの定着化を図るなど、公共交通機関の利用を促進します。
- 高齢者、障害者及び児童・生徒などの日常生活における利便性を確保するため、町内巡回バスなどの運行を検討します。

(3) 生活環境整備の促進

① 住環境の整備

- 若者の定住やU I J ターンを促進するため、公営住宅の整備・充実及び分譲宅地の造成等を行い、魅力的な居住空間づくりに努めます。
- 豊かな自然環境を活かした公園及び広場等の整備を行い、魅力ある住環境の整備に努めます。
- 個人の財産の保全や行政の効率化を図るため、地籍調査事業を推進します。

② 上・下水道の整備

- 老朽化した簡易水道施設等の整備を促進し、安心して飲める水を確保するとともに、安定的な供給を行います。
- 下水道については、全域の早期完備や公共水域の水質保全のため処理水を適切に監視するなど、維持管理体制の整備を強化します。また、公共下水汚泥の処理施設の整備を進めます。
- 下水道の普及に伴う水需要の増大に対応できる水源の確保と併せて、各施設の統合による設備の広域化と未普及地域の整備を推進します。
- 上・下水道施設等の効率的な管理運営体制の確立に努めます。

(4) 自然環境・景観の保全

① 自然環境の保全

- 自然と調和したまちづくりを推進するため、緑豊かな森林空間や潤いのある河川空間の環境整備に努めます。
- 豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生息する希少動植物の生態系の保護に努めるなど、次世代へ良好な環境を継承します。

② 景観の保全

- 愛護ボランティア団体の育成・支援に努め、道路・河川の美化活動に取り組めます。
- のどかな田園風景や地域に伝わる伝統的建造物等を大切にした景観の保全に努めます。

③ 循環型社会への対応

- ごみを安全かつ安定的に処理するため、可燃物処理施設を整備します。
- 環境への負担が少ない循環型社会への転換に向けて、大量生産、大量消費及び大量廃棄等の社会システムの見直しを検討します。
- ごみの減量化や分別収集の徹底、資源のリサイクル活動の支援を行うなど、環境問題に対する意識の高揚を図ります。
- 各公共施設における国際標準規格 ISO 14001 の認証取得を推進します。

(5) 地域防災・防犯の推進

① 消防・防災対策の推進

- 消防自動車、小型動力ポンプの更新及び防火水槽の整備など、消防施設・設備の整備・充実を図ります。
- 災害情報及び気象情報を迅速かつ的確に提供するため、新たな防災行政無線の統合整備を推進します。
- 大規模地震など災害の発生に備え、防災備蓄資材倉庫の整備を行います。
- 消防団員の高齢化や昼間団員の減少などによる消防力の低下を防止するため、広域消防組織との連携を強化するとともに、自主防災組織の育成に努め、地域住民の生命・財産が守れるまちづくりに努めます。
- 地域防災計画を策定し、地域防災拠点の整備を進めるとともに、防災マ

ップ及び行動マニュアル等を作成し、住民の防災・危機管理意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

② 治山・治水対策の推進

- 土砂災害等の災害発生の危険性が高い地域については、計画的に砂防、治山、治水事業を推進し、地域住民の安全の確保に努めます。
- 山林における災害防止を図るため、適切な森林整備を推進するとともに、砂防対策及び急傾斜地崩壊対策等に取り組み、自然災害の未然防止に努めます。
- 水害を未然に防止するため、河川改修整備等を計画的に推進します。

③ 防犯、交通安全対策の推進

- 近年、犯罪が凶暴、巧妙、複雑化し、また低年齢化してきていることから、今後も警察などの関係機関と連携を強化しながら、犯罪防止に努めます。
- 青少年の健全育成を強化し、地域ぐるみで犯罪のない明るいまちづくりに取り組みます。
- 高齢者や子どもなど交通弱者の安全を確保するため、交通安全施設の整備を行うとともに、交通安全意識の高揚を図ります。また、地域に密着した交通安全指導員の育成に努めます。

◆自然と共生した快適で安全なまちづくり

【主要事業】

主要施策	項目	主な事業
地域情報化の促進	情報基盤の整備	光ファイバー網の整備
		ケーブルテレビ施設の整備
		携帯電話不感地域の解消
	高度情報網の活用	パソコン講習会の実施
道路・公共交通網の整備	道路網の整備	中国横断自動車道姫路鳥取線の整備 (国・県との連携事業)
		国道29号改良整備促進(国・県との連携事業)
		国道482号改良整備促進(国・県との連携事業)
		河原インター線の整備・促進(国・県との連携事業)
		県道改良整備の促進(県との連携事業)
		町道(橋梁を含む)の改良整備
		除雪車等の整備
	公共交通網の整備	若桜鉄道・路線バスの支援
		ノーマイカーデーの推進、若桜鉄道乗車運動の推進
		町内巡回バス等の利便性の確保
生活環境整備の促進	住環境の整備	公営住宅の整備(県との連携事業)
		分譲宅地の造成
		UIターン受入れ支援(空き家活用)
		墓地の造成
		地籍調査の促進とデータのネットワーク化の促進
		統合型地図情報システム整備事業(GIS)
	上・下水道の整備	上水道施設等の統合・整備事業
		下水道施設等の統合・整備事業

主要施策	項目	主な事業	
自然環境・景観の保全	自然環境の保全	公園施設整備事業	
		自然保護活動の推進	
	景観の保全	道路・河川愛護ボランティア団体の育成・支援	
		景観コンテストの実施	
	循環型社会への対応	リサイクルセンター整備事業(既存施設の活用)	
		ごみの減量化と再資源化の推進	
		ISO14001の認証取得	
		可燃物処理施設の整備	
	地域防災・防犯の推進	消防・防災対策の推進	消防自動車、小型動力ポンプの整備・更新
			防火水槽の整備
防災行政無線の統合等整備			
防災備蓄資材倉庫の整備			
地域防災計画の策定			
防災訓練の実施			
防災マップの作成			
避難場所看板の設置			
自主防災組織の支援			
治山・治水対策の推進		急傾斜地崩壊対策事業の促進(県との連携事業)	
		荒廃砂防対策事業の促進(県との連携事業)	
		河川改修整備事業の促進(県との連携事業)	
防犯、交通安全対策の推進		防犯対策における関係機関との連携・強化	
		交通安全施設の整備・交通指導員の育成	

豊かな心を育み文化の薫るまちづくり

(1) 学校教育の充実

① 就学前教育の充実

- 未来を担う就学前の子どもたちが年齢や保護者の就労形態等で区分されることなく、心身の発達に合わせ、一貫した方針に基づいて継続的な就学前教育が実施できるよう幼保一元化の教育環境整備を検討します。

② 義務教育の充実

- 少子化や過疎化により児童・生徒数が減少している中、地域との連携を図りながら学校区の再編を検討するなど、実態に即した学校施設や給食施設の整備を推進します。また、施設の老朽化や統合に伴う大規模改修などを行い、既存施設の有効活用を図ります。
- 人権・同和教育等を通じて豊かな人間性の基礎づくりを推進します。
- 豊かな人間性を育む教育を推進し、高度情報化社会や国際化社会に適應できる人材育成に努めます。
- きめ細かな指導体制を整備し、複式学級の解消や少人数学級の設置に努めます。
- 地域との連携を図りながら、体験学習などの機会の提供に努め、心豊かな人間性の形成に努めます。
- 児童・生徒の安全で安心な通学を確保するため、スクールバスや通学路の整備などを行います。

(2) 社会教育の充実

① 生涯学習の充実

- 公民館及び図書館等の生涯学習施設を整備し、学習機会の提供や学習情報の提供を行い、総合的な生涯学習の推進体制を整備します。
- 生涯学習施設を拠点に、インターネットなどの情報通信技術を活用した生涯学習システムを構築し、幅広い学習情報の提供を積極的に推進します。
- 公民館サークルの育成に努め、自主的な生涯学習を支援します。

② 青少年の健全育成

- 地域活動やボランティア活動など社会参加を促進し、地域コミュニティ機能の強化に努めます。
- 体験活動等を通じて中・高生サークルの育成を行うとともに、若者団体の活動を支援します。
- 地域、学校及び職場が一体となって青少年の健全育成に取り組み、明るい地域づくりを推進します。
- 子どもたちの居場所づくりの調査・研究を行うとともに、地域の子どもを見守るための組織化と育成に努めます。

(3) 地域コミュニティの活性化

① 地域コミュニティづくりの推進

- 自治会の活性化や住民の連帯意識の高揚を図るため、地域コミュニティ活動の拠点となる施設を整備します。
- 住民が主体となって行うむらじまん運動や地域固有の伝統・文化を継承する活動等に対して支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域コミュニティ活動の推進体制を充実するため、地域リーダーの育成に努めます。
- 地域の特性を活かした各種イベント等を実施し、地域の活力や生きがいの創出に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 既存施設の有効活用を検討しながら、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図ります。
- 若者の定住や地域住民のコミュニティの活性化を図るため、生涯スポーツの推進に努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動の拡充と各種スポーツの競技力の向上を図るとともに、スポーツ団体の育成や指導者の養成に努めます。
- いつでも誰でも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことが

できるよう、スポーツ教室やスポーツ大会等を開催します。

(5) 芸術・文化活動の推進

① 芸術・文化の振興

- 既存の文化施設の活用と充実を図るとともに、新町の芸術・文化の発展を目指します。
- 新町の歴史や伝統文化の発掘・保存・伝承を推進するため、郷土芸能伝承施設等の整備を行います。また、先人達により残された貴重な財産を後世へ引き継ぐため、町誌の編さんに取り組みます。
- 文化（祭）展の実施や芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、施設整備を検討し、芸術・文化意識の高揚を図ります。

(6) 文化財の保護・保存

① 文化財の保存と活用

- 史跡・名勝・天然記念物など文化財の保護・保存に努めるとともに、民俗行事、民俗資料の調査収集・保存に努め、民俗資料館等の整備を図ります。
- 総合的な文化財マップやパンフレット等を作成し、観光との連携を図りながらその有効活用に努めます。

◆豊かな心を育み文化の薫るまちづくり

【主要事業】

主要施策	項目	主な事業
学校教育の充実	就学前教育の充実	就学前教育施設整備事業
	義務教育の充実	小中学校及び給食施設の改築・改修
		小規模校の学童対策
		体験学習の充実
		地域人材活用学習の推進
		通学対策の充実
社会教育の充実	生涯学習の充実	公民館施設の改修
		図書館の整備(既存施設の活用)
		生涯学習講座の開設
		インターネットを活用した生涯学習システムの構築
		公民館サークル等の活動支援
	青少年の健全育成	中・高生サークルの育成
		若者団体の活動支援
		子どもの居場所づくりの調査・研究
地域の子どもを見守る組織の育成		
地域コミュニティの活性化	地域コミュニティづくりの推進	コミュニティ施設の整備
		むらじまん運動の展開
		地域リーダーの育成
		地域の特色を生かしたイベントの実施
スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ・レクリエーションの推進	社会体育施設の改築・改修
		レクリエーション施設の整備
		マラソン大会、町民運動会等の開催
		軽スポーツの普及・促進、指導者の育成
		スポーツ団体の育成・強化
芸術・文化活動の推進	芸術・文化の振興	町民文化祭の開催
		芸術・文化活動施設の整備
		郷土芸能伝承施設の整備
		郷土誌の編纂
		地域伝統文化の保存・伝承活動支援
文化財の保護・保存	文化財の保存と活用	民俗資料館整備事業
		文化財マップ、パンフレット等の作成

地域の個性を活かした魅力と活力のあるまちづくり

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

- 農道及び農業用排水路等の農業生産基盤整備を行います。
- 地域経済の活性化を図るため、地場農産物を学校・保育所の給食等に使用するなど地産地消を推進します。
- 農業の活性化を図るため、農業法人や農業公社の育成に努めます。
- 環境にやさしい安全な有機農業の推進や多品目果樹栽培を行い、観光との連携を図りながら販路を拡大し、農家の所得向上を目指します。また、特産品の振興対策や観光農園等のオーナー制度の充実に取り組みます。
- 付加価値の高い農畜産物の生産等により、魅力ある農業の確立を目指します。また、後継者育成や果樹・野菜等生産組織の育成に努めます。
- 農地の荒廃防止と有効活用を図るため、就農支援対策に取り組みます。
- 有害鳥獣の被害防止対策を推進し、生産農家の保護に努めます。

② 林業の振興

- 林道及び作業道等の林業生産基盤整備を行います。
- 森林の公益的多面機能を維持するため、適正な森林施業を推進し、森林環境の保全に努めます。
- きのことや、竹の子、わさびなどの徳用林産物の栽培を推進するとともに、木工芸品等の生産振興を図り、林家の所得向上を目指します。
- 間伐材の有効利用等による付加価値の高い林業製品の製造・販売の研究を行うなど、森林資源の積極的な活用を検討します。

③ 内水面漁業の振興

- 淡水魚の養殖技術の向上や施設整備の充実に努めるとともに、生産組合を育成し、広域的な販路の拡大を目指します。
- 淡水魚の商品化を図り、特産品としての販売体制の確立を目指します。

(2) 商工業の振興

① 商業の活性化

- 賑わいのある街を再編するため、商工会等関係機関と連携し、新たな商業の拠点づくりや経営指導の充実を図ります。
- 商業振興策として、空き店舗等の活用策を検討します。

② 工業の活性化

- 既存企業の体質強化を促進するとともに、高付加価値型の優良企業の誘致に努め、住民の安定した生活の確保と若者が定住できる地域づくりを目指します。
- 地域経済の活性化を図るため、IT基盤を整備し企業が進出しやすい環境整備を行います。

(3) 観光・交流の促進

① 観光の振興

- 魅力ある観光地を形成するため、広域的な観光ルートの設定及びアクセス道路の整備を行います。
- 観光農園の整備を促進するとともに、新たな観光資源の開発や既存観光施設の充実に努めます。
- 特産品の開発・販売、農業体験など農林水産業と連携した観光振興対策を推進します。
- 観光客の増加を図るため、新町の総合観光パンフレットの作成やホームページの充実を図り、積極的に情報の発信を行います。
- 観光・情報発信の推進、交流の促進を図るため、郡家駅が持つ機能を活用したコミュニティ施設と駅周辺の整備を行います。
- Wifi環境の整備など、インバウンドに対応した環境の整備を行います。

② 地域資源を活かした交流の促進

- 国際化に対応できる地域づくりを推進するため、中国や韓国との交流を促進します。
- 豊かな自然、歴史、伝統及び文化などの資源を活用しながら、都市や他

地域との交流人口の拡大を目指します。

(4) 雇用の促進

① 雇用機会の確保

- 雇用機会を確保するため、I T基盤の整備等を行い、積極的な企業誘致に努めるとともに、地場産業の活性化を促進します。
- 高齢者や障害者を雇用する環境の整備や既存企業への働きかけなど、雇用機会の拡大に努めます。

◆地域の個性を活かした魅力ある活力のあるまちづくり

【主要事業】

主要施策	項目	主な事業
農林水産業の振興	農業の振興	農道及び農業用排水路の整備促進(県との連携事業)
		水田農業振興対策の推進
		地産地消の推進
		特産品の振興対策
		有害鳥獣対策の強化
		梨・柿などの多品目の果樹栽培の促進
		就農支援事業の促進
	林業の振興	県営林道の開設促進(県との連携事業)
		森林環境の保全整備
特用林産物、木工芸品等の生産振興		
内水面漁業の振興	淡水魚の生産振興	
商工業の振興	商業の活性化	商業の拠点づくり事業
		地場産業の育成・強化
		空き店舗等活用策の検討
	工業の活性化	IT基盤整備事業の推進
観光・交流の促進	観光の振興	観光案内電光掲示板の設置
		観光農園の整備
		観光パンフレットの作成及びホームページの充実
		観光ルートの設定
		郡家駅を活用したコミュニティ施設と駅周辺の整備
		インバウンドに対応した環境の整備
	地域資源を活かした交流の推進	中国、韓国等国际交流活動の促進
		国道29号周辺地域交流事業の促進
		農村と都市との交流の促進
雇用の促進	雇用機会の確保	企業誘致の促進
		雇用機会の拡大

10. 公共施設の統合整備

教育・福祉・文化・スポーツ等各種公共施設の統合整備と適正配置については、地域の特性、地域間のバランス、利便性、さらには財政事情を考慮しながら検討していくことを基本とします。

統合整備と適正配置の検討に当たっては、行財政運営の効率化を図るとともに、既存公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮します。また、新たな公共施設を整備する際には、施設の必要性、目的及び効果・効率性などについて十分検討し、財政計画との整合性を確保しながら整備を行います。

なお、当分の間総合支所方式とし、地域に密着した行政サービスの提供に努め、庁舎の整備については、既存施設の活用も含めて財政状況を勘案しながら検討することとします。

1 1. 財政計画

(1) 基本的考え方

この財政計画は、平成17年度から令和6年度までの20年間について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績や将来の人口推計などを基礎として、合併に係る特例措置などを見込み、普通会計ベースで作成します。

なお、国や地方を取り巻く経済情勢等の変化に伴い、地方公共団体の歳入の大部分を占めている地方交付税、補助金などの仕組みも大きく変わることが予想されますが、本計画では現行の制度に基づき財政推計を行うこととします。

そのため、新町においては本計画を指針としながら、中期的な実施計画を策定し、健全な財政運営を行うことが必要となります。

(2) 歳入・歳出各項目の推計条件

【歳入】

① 地方税

現行の税制度を基本に、これまでどおりの歳入を見込みます。

② 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、普通交付税及び特別交付税の合併支援措置を見込みます。

また、地方債の元利償還金に係る交付税措置については、合併前までの地方債現在高と合併後に発行予定の地方債の元利償還金に対する交付税措置額を見込みます。

③ 国・県支出金

過去の実績により算定します。

④ 地方債

新町まちづくり計画の主要事業に充当するため、合併特例債、過疎債、辺地債及び一般事業債の計上を見込みます。また、現行の地方財政制度を基本に、臨時財政対策債の計上を見込みます。

⑤ その他

過去の実績により算定します。

【歳出】

① 人件費

一般職の人件費については、退職者の補充を抑制し算定します。また、特別職の人件費については、合併による人員の減を見込んで算定します。

② 物件費

過去の実績に基づき、合併による経費削減効果と需要の増加等を勘案して見込みます。

③ 扶助費

過去の実績に基づき算定します。

④ 投資的経費

過疎債及び辺地債充当事業については、合併前の各町の通常ベースとして算定します。また、合併特例債充当事業については、本財政推計の状況を勘案しながら活用することとして計上します。

⑤ 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る元利償還額と合併後に借り入れる予定の地方債に係る元利償還予定額を計上します。

⑥ その他

積立金については、合併特例基金に対する借り入れ限度額を10年間積み立てます。

財政計画

新町における財政計画は、平成17年度から令和6年度までの20年間の普通会計について作成しています。
なお、国や地方を取り巻く経済情勢等の変化に伴い、地方交付税、補助金などの仕組みも大きく変わることが予想されますが、本計画では現行の制度に基づいて財政推計を行っています。

○歳入

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	1,245	1,228	1,386	1,381	1,319	1,277	1,299	1,287	1,304	1,296	1,292	1,306	1,330	1,315	1,274	1,272	1,260	1,258	1,256	1,244
地方交付税	5,024	4,918	4,904	4,977	5,192	5,559	5,554	5,648	5,660	5,626	5,612	5,530	5,281	5,231	5,020	4,955	4,955	4,955	4,955	4,955
国・県支出金	1,296	873	1,162	1,186	2,095	4,490	1,880	1,687	1,869	2,374	2,185	2,082	1,846	1,974	2,615	1,905	2,077	2,071	2,073	2,093
地方債	1,285	1,245	1,449	940	1,193	1,246	1,327	1,112	1,109	1,795	665	1,393	801	1,437	1,271	1,004	1,111	730	694	675
繰入金	54	241	19	16	17	7	20	20	123	5	29	34	30	377	243	343	374	451	475	447
その他	1,456	1,287	994	847	895	1,067	1,001	1,033	1,189	1,275	1,260	1,306	1,360	1,398	1,653	976	1,014	1,021	1,021	1,021
歳入合計	10,360	9,792	9,914	9,347	10,711	13,646	11,081	10,787	11,254	12,371	11,043	11,651	10,648	11,732	12,076	10,455	10,791	10,486	10,474	10,435

○歳出

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	2,361	2,226	2,246	2,164	2,208	2,139	2,112	2,045	1,943	1,954	1,874	1,780	1,733	1,662	1,690	2,291	2,293	2,301	2,293	2,286
物件費	1,515	1,252	1,284	1,157	1,613	1,577	1,861	1,628	1,625	1,587	1,582	1,660	1,587	1,692	2,229	1,570	1,596	1,571	1,586	1,583
扶助費	462	495	502	524	576	803	862	1,109	1,221	1,322	1,319	1,369	1,367	1,335	1,340	1,371	1,404	1,438	1,472	1,507
補助費等	929	962	896	1,173	968	1,279	961	972	1,093	1,084	1,117	1,011	998	993	1,185	1,355	1,611	1,241	1,248	1,152
投資的経費	1,562	1,232	1,591	875	1,335	3,507	1,292	801	1,045	2,370	967	1,795	1,088	2,005	2,538	988	1,021	927	932	902
公債費	1,427	1,379	1,345	1,309	1,375	1,254	1,249	1,281	1,265	1,224	1,250	1,258	1,245	1,265	1,231	1,206	1,181	1,319	1,253	1,315
積立金	173	354	154	165	291	891	498	734	686	593	650	474	353	295	1	1	1	1	1	1
繰出金	1,476	1,539	1,606	1,682	1,818	1,739	1,725	1,652	1,632	1,594	1,620	1,548	1,555	1,541	1,588	1,568	1,579	1,583	1,584	1,584
その他	135	94	115	96	118	95	93	67	102	148	79	116	80	68	274	105	105	105	105	105
歳出合計	10,040	9,533	9,739	9,145	10,302	13,284	10,653	10,289	10,612	11,876	10,458	11,011	10,006	10,856	12,076	10,455	10,791	10,486	10,474	10,435

基金残高	967	950	954	965	1,100	1,837	2,169	2,579	2,993	3,433	4,080	4,547	4,892	4,821	4,586	4,254	3,891	3,451	2,987	2,551
まちづくり基金残高	150	300	450	604	759	912	1,065	1,375	1,527	1,680	1,683	1,685	1,686	1,687	1,687	1,677	1,667	1,657	1,647	1,637
基金残高合計	1,117	1,250	1,404	1,569	1,859	2,749	3,234	3,954	4,520	5,113	5,763	6,232	6,578	6,508	6,273	5,931	5,558	5,108	4,634	4,188

語句の解説

普通会計		財政比較や地方財政状況調査(決算統計)で統一的に用いられる会計区分であり、「一般会計」と「公営企業会計を除く特別会計」の合計
歳入	地方税	地方公共団体が賦課・徴収する租税の総称。市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税など
	地方交付税	国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源
	国・県支出金	国や県が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称
	地方債	地方公共団体が社会資本の整備等を行うために必要な財源を調達するための債務
	繰入金	一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動
	その他	地方譲与税、利子割・地方消費税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・地方特定交付金・交通安全対策特別交付金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入
歳出	人件費	職員の給料や社会保険料のほか、報酬として支払われる一切の経費
	物件費	賃金、旅費、交際費、需要費、役務費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費など
	扶助費	児童福祉費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費
	補助費等	報償費、保険料、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金、償還金利子及び割引料、寄附金、公課費など
	普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する経費
	公債費	市町村が借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の償還利子
	積立金	地方債の返済など将来の財源需要に備えるために積み立てる経費
	繰出金	一般会計と特別会計、又は特別会計間相互において支出される経費
	その他	維持補修費、災害復旧事業費、投資及び出資金、貸付金

新町まちづくり計画

発行

初版 郡家町・船岡町・八東町合併協議会
〒680-0521 鳥取県八頭郡八東町安井宿 713-1
(八東町就業改善センター内)
TEL : 0858-84-6111 FAX : 0858-84-6113
URL : <http://www.3town-gappei.org/>
e-mail : info@3town-gappei.org
2004年9月

改版 八頭町
〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493
TEL : 0858-76-0201 FAX : 0858-73-0147
2013年12月／2020年3月

編集 郡家町・船岡町・八東町合併協議会事務局
八頭町

Copyright©2004 郡家町・船岡町・八東町合併協議会
記載内容の無断複写・転載を禁じます。